第六次小布施町総合計画(案)

2020-2024

目次

| 1. 序論 | |
|-----------------|----|
| 計画の枠組み | 2 |
| 人口動向 | 5 |
| 1. 時系列による人口動向分析 | 5 |
| 2. 年齢階級別の人口変化分析 | 14 |
| 3. 出生に関する分析 | 16 |
| 4. 雇用や就労に関する分析 | 17 |
| 町民意識調査による町民の意向 | 20 |
| 2. 基本構想 | 30 |
| 将来像 | 31 |
| 基本理念 | 32 |
| 人口ビジョン | 33 |
| 3. 基本計画 | 36 |
| 1. 出産・子育て・教育 | 37 |
| 2. 健康・医療・福祉 | 43 |
| 3. 学び・交流・文化 | 49 |
| 4. 産業振興・移住定住 | 54 |
| 5. 環境・防災・インフラ | 60 |
| 6. 協働の推進・行財政改革 | 66 |

1. 序論

計画の枠組み

人口動向

町民意識調査による町民の意向

計画の枠組み

第六次総合計画の概要

急速に進む少子高齢化・人口減少、核家族化、経済のグローバル化、気候変動等による災害の激化など、近年の小布施町を取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。こうした状況の中で、多様化・複雑化する地域課題に対応しながら、将来にわたり持続可能なまちをつくり、次世代へつないでいくためには、中期的な展望に立った計画を策定し、町はもちろん、町民の皆さんや町内に拠点を置く事業者の皆さん、また小布施町に縁のある町外在住の皆さんとも連携・協働しながら、その実現に向けて行動していくことが必要です。

第六次総合計画は、そのような背景のもとで策定する 5 カ年計画です。第五次総合計画までの基本構想の理念や基本計画の大枠を継承しながら、小布施町が置かれた現状を踏まえ、小布施町が目指すありたい姿(将来像)とその実現のために大切にすべき考え方(基本理念)、町の政策の基本となる人口の展望と目標(人口ビジョン)を定めるとともに、小布施町の現状と課題に対する認識を整理し、その課題に対して、5 カ年の中で優先的に取り組む重点施策や、継続的に取り組む基本施策、さらには重点施策に紐付いた達成目標を定めるものです。

第五次総合計画からの変更点を踏まえた、第六次総合計画の特徴は以下のとおりです。

1. 総合計画と総合戦略を一体化

これまで小布施町では、総合的な振興・発展などを目的とした「総合計画」と、人口減少克服・地方創生を目的とした「総合戦略」をそれぞれ別の計画として策定していました。時代に合った的確な行政運営を行うため、今回策定する総合計画は、地方創生の趣旨と内容を含んだ総合戦略と一体の計画として策定しています。

2. 重点施策に連動した達成目標を設定

具体性を持った行政運営や事業実施を推進していくために、基本計画の中では、分野ごとに 達成目標を設定し、計画期間中の振り返りや計画期間終了時の成果測定に活用できるように しています。

3. 毎年見直し柔軟性を持った計画に

計画策定後も、毎年、計画内容や目標設定の妥当性について議論し見直す、柔軟性を持った計画とします。

第六次総合計画の期間と構成

計画期間は、社会情勢の変化や事業の取組状況に柔軟に対応するため、令和 2 (2020) 年度 から令和 6 (2024) 年度の 5 年間とします。

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成します。

● 基本構想

「基本構想」は「将来像」「基本理念」「人口ビジョン」により構成します。

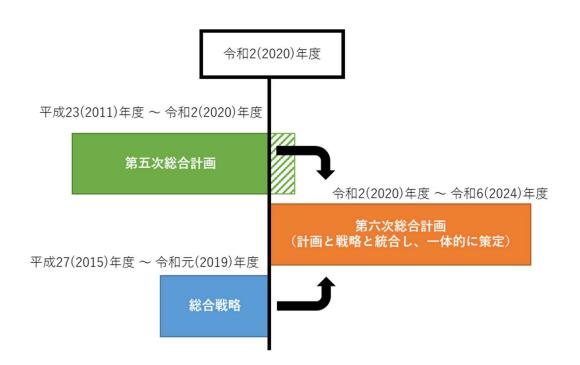
- 将来像 ・・・・・ 小布施町の目指す将来像を定めるもの
- 基本理念 ・・・・ 将来像を実現するための基本的な理念を定めるもの
- 人口ビジョン ・・ 人口の分析及び中長期的な将来展望と目標を定めるもの

● 基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げる理念・将来像を実現するため、重点分野として取り組むべき「出産・子育で・教育」「健康・医療・福祉」「学び・交流・文化」「産業振興・移住定住」「環境・防災・インフラ」「協働の推進・行財政改革」の6つの分野により構成します。

それぞれの6つの分野について、「ありたい姿」「現状と課題」「重点施策」「基本施策」「達成目標」により構成します。

- ありたい姿 ・・・ 各分野の目指すところを定めるもの
- 現状と課題 ・・・ ありたい姿を実現するため、克服しなければならない課題 を整理し、明確に定めるもの
- 重点施策 ・・・・ ありたい姿の実現、課題を克服するために町が優先的に取り組む施策を定めるもの
- 基本施策 ・・・・ ありたい姿の実現、課題を克服するために町が継続的に取り組む施策を定めるもの
- ② 達成目標 ・・・・ 計画期間中や計画期間終了時の成果測定のため、個別の数 値目標を定めるもの



人口動向

1. 時系列による人口動向分析

総人口の推移と将来推計

小布施町の人口は、高度成長期の昭和 $30\sim45(1955\sim1970)$ 年に急激な減少期となりましたが、昭和 45(1970)年からは「団塊のジュニア世代」誕生や公営住宅の建設、宅地造成・分譲により、増加傾向に転じました。その後、昭和 60(1985)年の 11,663 人をピークに、ほぼ横ばいの人口を維持していましたが、平成 17(2005)年以降は年 0.4%前後の減少が続き、平成 27(2015)年の人口は 10,702 人でした。第五次総合計画では、令和 2(2020)年の推計人口を 10,700 人、目標人口を 12,000 人としていました。

国立社会保障・人口問題研究所の平成 30(2018)年推計によると、令和 2(2020)年以降は平均年 1.2%の減少が継続し、令和 22(2040)年には 7,743 人になると推計されています。

年齢 3 区分別人口

生産年齢人口(15~64歳)は、昭和 30(1955)年から 40(1965)年まで増加し、昭和 45(1970)年に一度減少しましたが、平成 7(1995)年までは再び増加傾向になりました。それ以降はまた減少に転じ、現在まで続いています。年少人口(0~14歳)は、総人口同様に最も減少した昭和 45(1970)年以降、昭和 55(1980)年にかけて上昇したものの、その後は減少を続けています。老年人口(65歳~)は、平成 7(1995)年に年少人口を上回り、その後平成 27(2015)年まで上昇を続けています。令和 2(2020)年以降は減少し始めていくと予測されています。

年齢 3 区分別人口の構成比の推移をみると、昭和 30(1955)年においては年少人口 34.7%、 生産年齢人口 58.6%、老年人口 6.7%でしたが、平成 27(2015)年には年少人口 13.3%、生産 年齢人口 53.9%と、長期においては減少傾向でした。一方、老年人口は 32.8%と増加してい ます。

令和 22 年(2040)年の構成は、年少人口 9.4%、生産年齢人口 46.1%、老年人口 43.2%となり、さらなる人口構成の変化が予想されます。

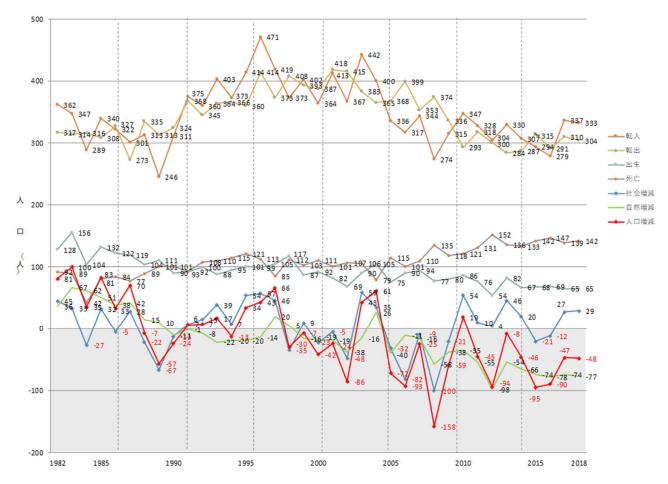
図表1 年齢3区分別人口



出生・死亡、転入・転出

自然増減(出生数-死亡数)については、平成2(1990)年以降、出生数が減り続けています。 一方、死亡数は増加傾向にあり、平成2(1990)年前後から死亡数が出生数を上回る、自然減の 時代に入っています。平成30(2018)年では出生数65人に対し死亡数は142人で、自然増減 は-77人です。

社会増減(転入数-転出数)は、平成 2(1990)年から平成 12(2000)年までは転入数が上回り、その後、増減を繰り返しましたが、平成 22(2010)年以降は転入数が転出数を上回る傾向にあります。最も減少の大きかった平成 20(2008)年は転入数 274 人に対し転出数 374 人で、社会増減-100 人でした。平成 29(2017)年、平成 30(2018)年においては、転入超過となっており、平成 29(2017)年は 27 人、平成 30(2018)年 29 人です。



図表2 出生・死亡、転入・転出の推移1

¹ 1982 年~1984 年までの人口は国勢調査、1985 年~2018 年は住民基本台帳より作成(1985 年・1990 年・1995 年・2000 年・2015 年の総人口は国勢調査より)。人口動態は各年の1月1日~12月31日の値

地区別総人口

町外周部と町中心部それぞれの人口推移をみると、町外周部は平成 16(2004)年から平成 30(2018)年にかけて、平均 0.8%ずつ減少しています。町中心部は、数値は微動するものの、 平成 16(2004)年から平成 30(2018)年の年平均減少率は 0.05%であり、人口が微減しています。



図表3 地区別人口の推移2

※町外周部:市街化調整区域が占める割合が多い自治会

(大島、飯田、林、山王島、北岡、押羽、羽場、六川、中子塚、矢島、清水、中条、松村、雁田、水上)

※町中心部:市街化区域の占める割合が多い自治会

(東町、上町、中町、伊勢町、中央、中扇、横町、福原、栗ガ丘、松の実、千両、クリトピア)

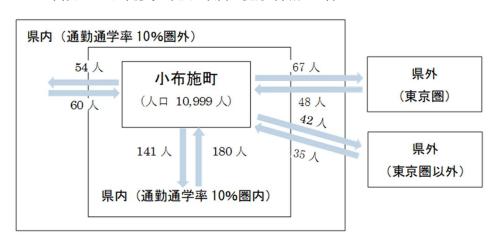
8

² 住民基本台帳より作成。人口動態は各年の1月1日~12月31日の値

転入・転出の状況

小布施町における平成 30(2018)年の転入数は 323 人、転出数は 304 人であり、純移動数 (転入数-転出数) は+19 人と、転入超過になっています。

転入は県内(通勤通学率 10%圏内)の移動が最も多く、次いで県内(通勤通学率 10%圏外)、 転出は、県外(東京圏)、県外(東京圏外)の順です。



図表4 小布施町の転入・転出の状況(平成30年)

図表5 小布施町の転入・転出と純移動数(平成30年)

| | 転入数 | 転出数 | 純移動数 | 純移動の割合 |
|-----------------------|-----|-----|------|---------|
| 県内 (通勤通学率 10%圏内³) | 180 | 141 | 39 | 205.3% |
| 県内 (通勤通学率 10%圏外) | 60 | 54 | 6 | 31.6% |
| 県外(東京圏 ⁴) | 48 | 67 | -19 | -100.0% |
| 県外(東京圏以外) | 35 | 42 | -7 | -36.8% |
| 合計 | 323 | 304 | 19 | 100.0% |

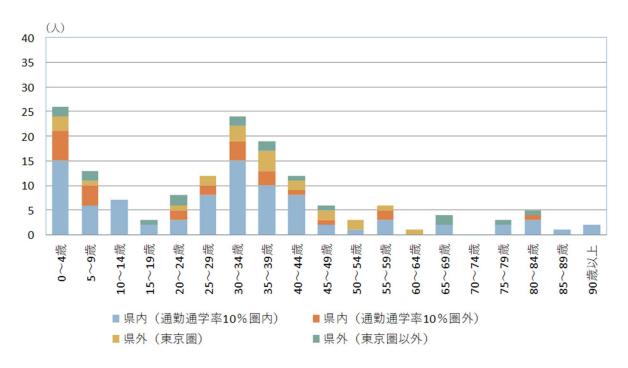
9

³ 通勤通学率 10%圏内は、長野市・須坂市・中野市

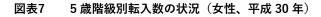
⁴ 東京圏は、東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県

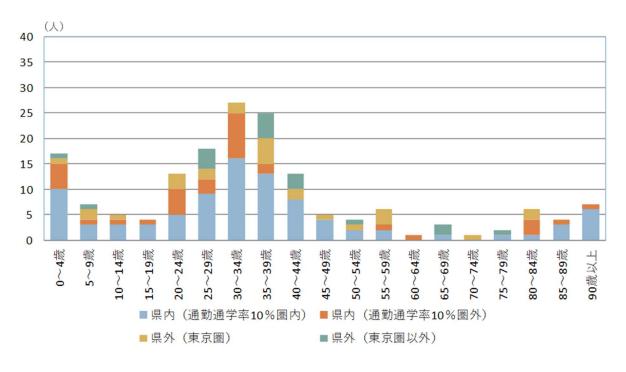
性別・5歳階級別転入・転出の状況

転入の多い階級は、男女とも $0\sim9$ 歳、 $25\sim39$ 歳です。特に女性に関して、 $30\sim34$ 歳の転入数が多く、 $25\sim39$ 歳のどの階級においても、県内(通勤通学率 10% 圏内)からの転入が多いです。

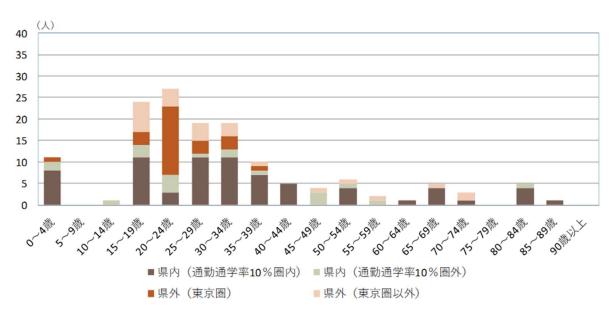


図表6 5 歳階級別転入数の状況 (男性、平成 30 年)

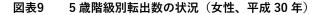


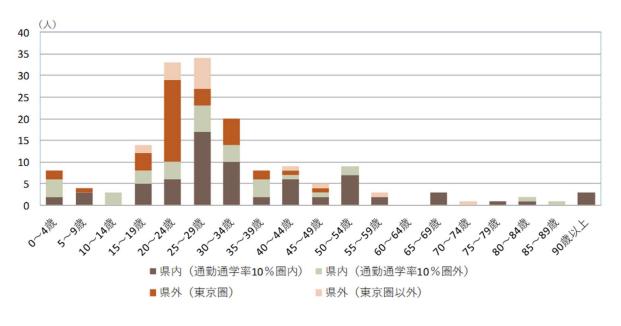


転出は、男女とも 20~24 歳の県外(東京圏)への転出が多いです。男性は 15~39 歳まで転出が多いですが、なかでも 15~24 歳の転出が突出して多いです。また、25 歳~39 歳までの男性の県内(通勤通学率 10%圏内)への転出が多いです。女性は 25~34 歳までの県内(通勤通学率 10%圏内)への転出が多いです。

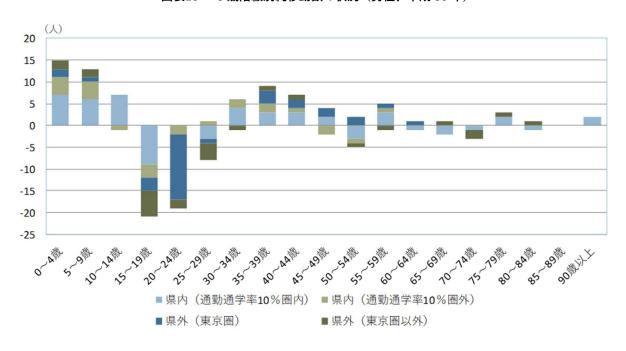


図表8 5歳階級別転出数の状況 (男性、平成 30 年)

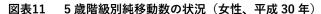


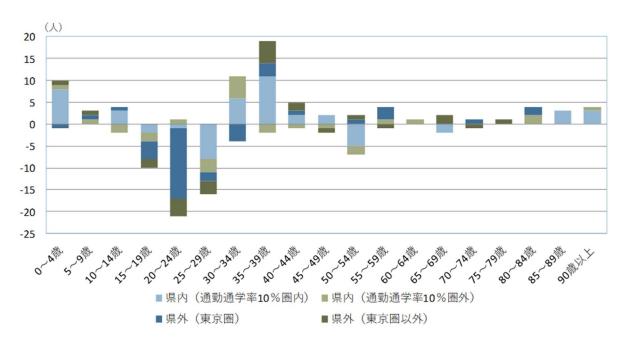


純移動(転入数 – 転出数)については、男女ともに $0\sim9$ 歳はプラス(転入超過)となっています。また、男女ともに $15\sim24$ 歳はマイナス(転出超過)となり、30 歳以降で小布施町へ転入する傾向がみられますが、男性の方がその傾向は弱いです。平成 25(2013)年と比較すると、男女とも $15\sim19$ 歳の転出超過の傾向が強くなっています。(平成 25 年 \rightarrow 平成 30 年:男性マイナス $5\rightarrow$ マイナス 21 人、女性マイナス 3 人 \rightarrow マイナス 10 人)



図表10 5歳階級別純移動数の状況(男性、平成30年)





子育て世帯の社会増減5

小布施町の平成 28(2016)年から平成 30(2018)年における子ども $0\sim9$ 歳、大人 $30\sim39$ 歳 の社会増減(転出入)の平均人数は、 $0\sim9$ 歳が 33 人、 $30\sim39$ 歳は 27 人の転入超過で、4 人家族とした場合、年 15 世帯の社会増となります。

図表12 平成 28~30 年の転入・転出者数6 (人)

| | 平成 28 (2016)年 | | | | | 平成 29 (2017)年 | | | | 平成 30 (2018)年 | | | | 3 カ年平均 | | | | | | | |
|-------------|---------------|----|----|----|----|---------------|----|----|----|---------------|----|----|----|--------|----|----|----|----|----|----|-------|
| | 転 | 入 | 転 | 出 | 増 | 転 | 入 | 転 | 出 | 増 | 転 | 入 | 転 | 出 | 増 | 転 | 入 | 転 | 出 | 増 | |
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 減 | 男 | 女 | 男 | 女 | 減 | 男 | 女 | 男 | 女 | 減 | 男 | 女 | 男 | 女 | 減 | |
| 0~4歳 | 15 | 10 | 7 | 9 | 9 | 20 | 21 | 8 | 9 | 24 | 26 | 17 | 11 | 8 | 24 | 20 | 16 | 9 | 9 | 19 | |
| 5~9歳 | 7 | 9 | 2 | 2 | 12 | 10 | 9 | 2 | 4 | 13 | 13 | 7 | 0 | 4 | 16 | 10 | 8 | 1 | 3 | 14 | 33 人増 |
| 30~ 34 歳 | 26 | 19 | 18 | 19 | 8 | 27 | 29 | 17 | 22 | 17 | 24 | 28 | 19 | 20 | 13 | 26 | 25 | 18 | 20 | 13 | |
| 35~ 39 歳 | 10 | 16 | 11 | 16 | 1 | 20 | 22 | 16 | 12 | 14 | 20 | 27 | 10 | 8 | 29 | 17 | 22 | 12 | 12 | 14 | 27 人増 |
| 合計 | 58 | 54 | 38 | 46 | 28 | 77 | 81 | 43 | 47 | 68 | 83 | 79 | 40 | 40 | 82 | 73 | 71 | 40 | 44 | 59 | |

⁵ 子育て世帯を 0~9 歳・30~39 歳と想定

⁶ 各年1月1日~12月31日 住民基本台帳移動集計値より

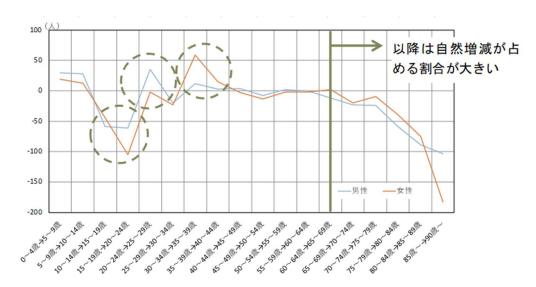
2. 年齢階級別の人口変化分析

性別・年齢階級別の人口変化の状況

男性・女性ともに「 $10\sim14$ 歳が $15\sim19$ 歳になるとき」及び「 $15\sim19$ 歳が $20\sim24$ 歳になるとき」に大幅に人口が減少しています。これは、高等教育機関などへの進学や町外への就職に伴う転出が主な要因であると考えられます。

一方、「20~24歳が25~29歳になるとき」に人口が増加しています。これは、結婚、もしくは大学卒業後のUターン就職に伴う転入の影響が考えられます。なお、「60~64歳が65~69歳になるとき」以降も人口が減少しますが、これは自然増減によるものであると考えられます。

平成 22(2010) →平成 27(2015)年と平成 17(2005) →平成 22(2010)年を比較すると、平成 17(2005) →平成 22(2010)年は、男女ともに「 $20\sim24$ 歳が $25\sim29$ 歳になるとき」に最も人口が増加しますが、平成 22(2010) →平成 27(2015)年では、男性は、「 $20\sim24$ 歳が $25\sim29$ 歳になるとき」が最も多く、女性は、「 $30\sim34$ 歳が $35\sim39$ 歳になるとき」が最も多くなっています。



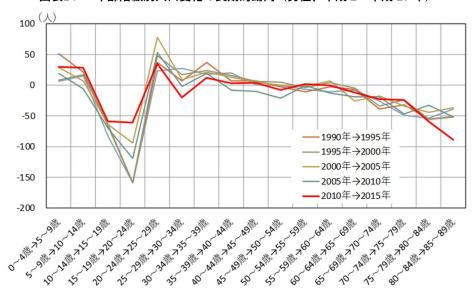
図表13 性別・年齢階級別人口変化(平成 22→平成 27 年)7

⁷ 国勢調査より 2015 年と 2010 年の 5 歳階級別人口の差

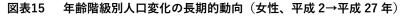
性別・年齢階級別の人口変化の長期的動向

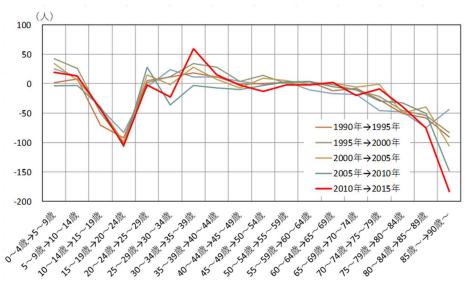
男性・女性ともに、「 $10\sim14$ 歳が $15\sim19$ 歳になるとき」及び「 $15\sim19$ 歳が $20\sim24$ 歳になるとき」に大幅に人口が減少する特性及び、「 $20\sim24$ 歳が $25\sim29$ 歳になるとき」に増加する特性は、長期的動向においても同様の傾向がみられます。しかし、平成 $22(2010)\rightarrow$ 平成 27(2015)年では、女性の「 $30\sim34$ 歳が $35\sim39$ 歳になるとき」の増加が多くなっています。

男性の「 $15\sim19$ 歳が $20\sim24$ 歳になるとき」の減少幅は平成 7(1995)年から平成 12(2000)年をピークに縮小傾向にあり、平成 22(2010)年から平成 27(2015)年において、最小となりました。一方、女性の「 $15\sim19$ 歳が $20\sim24$ 歳になるとき」の減少幅は、拡大傾向にあります。「 $30\sim34$ 歳が $35\sim39$ 歳になるとき」の増加が平成 27(2015)年に最大となりました。



図表14 年齢階級別人口変化の長期的動向(男性、平成 2→平成 27 年)

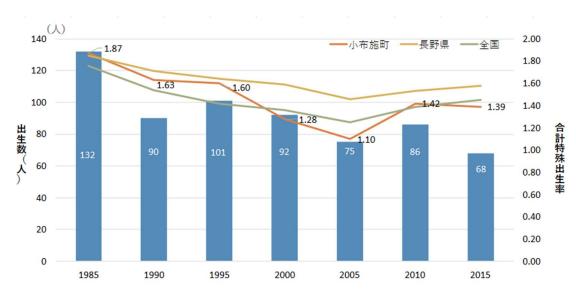




3. 出生に関する分析

出生数・合計特殊出生率

小布施町の平成 28(2016)年から平成 30(2018)年における出生数の平均は、年間 66.3 人でした。また、合計特殊出生率は、下図のとおり平成 22(2010)年は 1.42 でしたが、平成 27(2015)年には 1.39 と減少しています。



図表16 合計特殊出生率の推移

図表17 合計特殊出生率の推移

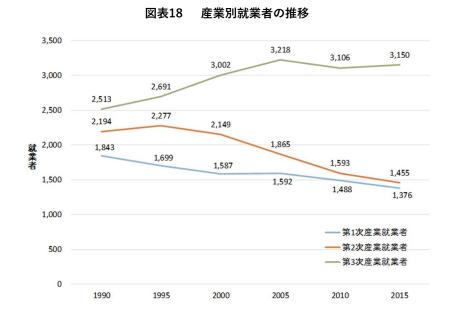
| 区分 | 昭和 60 (1985)年 | 平成 2 (1990)年 | 平成 7 (1995)年 | 平成 12 (2000)年 | 平成 17 (2005)年 | 平成 22 (2010)年 | 平成 27 (2015)年 |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 小布施町 | 1.87 | 1.63 | 1.60 | 1.28 | 1.10 | 1.42 | 1.39 |
| 長野県平均 | 1.85 | 1.71 | 1.64 | 1.59 | 1.46 | 1.53 | 1.58 |
| 全国平均 | 1.76 | 1.54 | 1.42 | 1.36 | 1.25 | 1.39 | 1.45 |

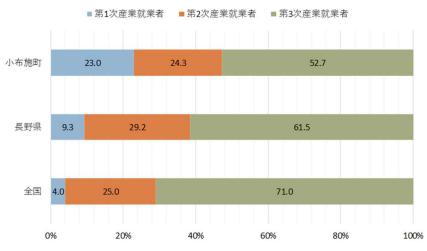
4. 雇用や就労に関する分析

産業別就業者の状況

第1次産業、第2次産業の就業者数はどちらも減少傾向にあります。第3次産業の就業者数は平成17(2005)年以降に減少し、平成22(2010)年以降に増加しています。

就業者の構成比をみると、第1次産業の就業者割合が国や県よりも多くなっています。



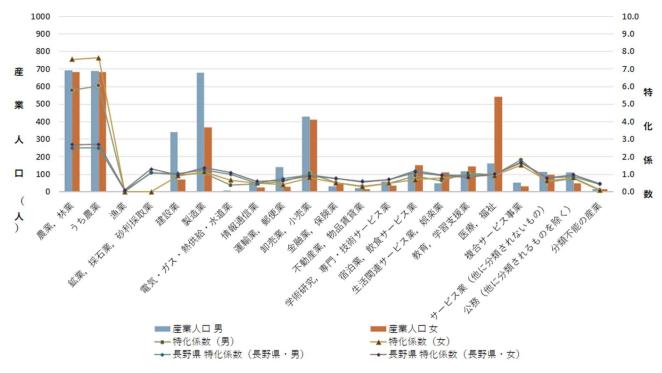


図表19 産業別就業者構成比(平成 27 年)

男女別産業人口の状況

男性は、農業、建設業、製造業、卸売・小売業の就業者が多いです。女性は、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉の就業者が多いです。

特化係数⁸をみると、農業が男女とも(男性 5.8、女性 7.6)非常に高く、次いで複合サービス事業(男性 1.8、女性 1.5)、製造業(男性 1.0、女性 1.0)が高いです。



図表20 男女別産業人口(平成27年)9

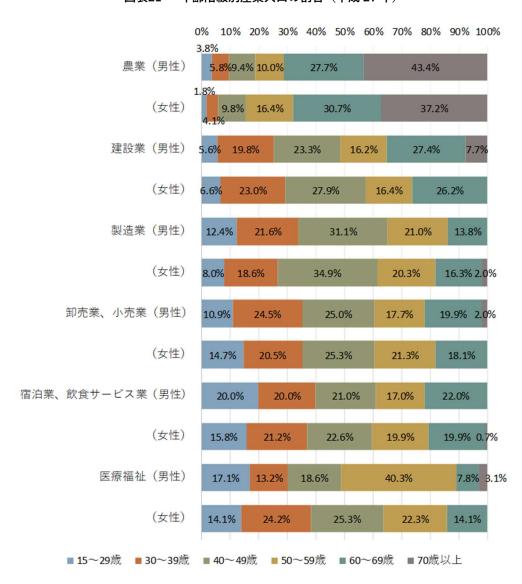
⁸ 産業別の小布施町の就業者比率/全国の就業者比率

⁹ 国勢調査、従業地・通学地における人口・産業等集計より作成

年齢階級別産業人口の状況

男女ともに就業者数と特化係数が最も高い農業は、60歳以上が約70%を占めており、高齢化が進んでいます。今後、就業者が急激に減少する可能性があり、担い手の確保が課題です。

製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療福祉は、比較的年齢構成のバランスがとれており、幅広い年齢層の雇用の受け皿となっています。建設業も比較的年齢のバランスが取れていますが、建設業の15~29歳の割合が低い点が懸念されます。



図表21 年齢階級別産業人口の割合(平成 27 年)

町民意識調査による町民の意向

アンケート概要

図表22 町民意識アンケートの概要

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 対象者 | 小布施町民 1,000 人(20 歳以上) |
| 抽出方法 | 20代200枚、30代200枚、40代200枚、50代150枚、60代150 |
| 抽出刀 法 | 枚、70 代以上 100 枚とし、無作為で抽出 |
| | 回収数:445 枚 |
| 回収数、回収率 | 回収率:44.5%(20代:33.5%、30代:37.5%、40代:34.5%、 |
| | 50代:51.3%、60代:58.0%、70代以上:59.0%) |

暮らしの満足度・定住意向

小布施町の住みやすさについては、90%以上の町民の皆さんが「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と感じています。また、約 90%の町民の皆さんが小布施町に愛着や誇りを感じています。

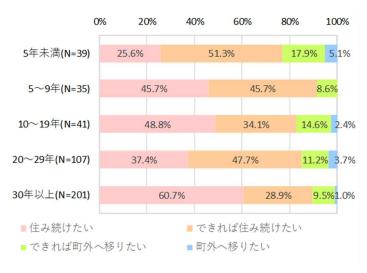
図表23 小布施町の住みやすさ

どちらかといえ 住みにくい ば住みにくい 3.0% 6.3% どちらかといえ ば住みやすい 45.5% (N=431)

図表24 小布施町への愛着・誇り

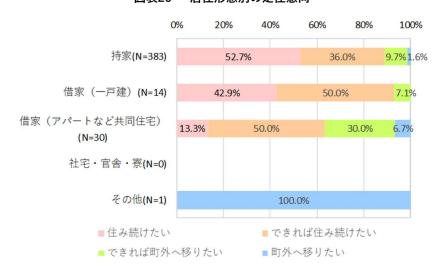


今後の小布施町での居住意向については、約 90%の町民の皆さんが住みやすさを実感するとともに、シビックプライド¹⁰を持ち、将来への定住意向が高いものの、居住年数が 5 年未満では約 20%が「できれば町外へ移りたい・町外へ移りたい」と考えています。



図表25 居住年数別の定住意向

「持家」、「借家(一戸建)」の人は約90%が定住意向であるものの、「借家(アパートなど共同住宅)」の人は約40%が「できれば町外へ移りたい・町外へ移りたい」と考えており、「借家(アパートなどの共同住宅)」の人は、持家や借家(一戸建)の人より定住意向が低い傾向があります。



図表26 居住形態別の定住意向

¹⁰ 都市に対する住民の誇りだけでなく、「よりよい場所にするために自身が関わっている」という当事者意識に基づく自負 心を意味する言葉

小布施町の魅力・好きなところ、問題点

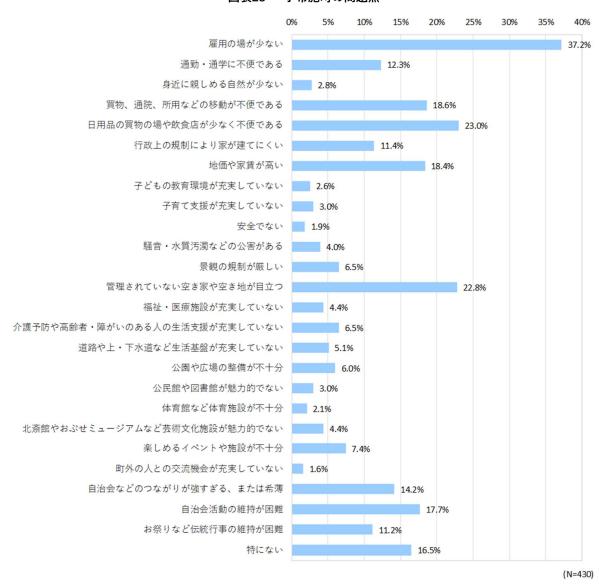
小布施町の魅力は、2人に1人は「町外の人から『小布施っていいよね』と言われることがある」、4人に1人は、「栗やりんごなどの農産物が有名」であることに魅力を感じています。

30% 60% 「小布施っていいよね」と思っている人が多い 13.0% 町外の人から「小布施っていいよね」と言われることがある 52.3% 生まれ育った場所であり暮らしやすい 22.5% 町民にやさしさや思いやりがある お年寄り、障がいのある人、子ども等への配慮がある 3.5% 魅力的な仕事がある 0.5% 通勤・通学に便利である 9.0% 身近に親しめる自然がある 12.3% 町が小さく日常生活 (買物、通院、所用など) の移動に便利である 17.8% お気に入りの飲食店や小売店がある 4.4% 子どもの教育環境が充実している 5.1% 子育て支援が充実している 6.7% 犯罪が少なく、安全である 23.1% 騒音・水質汚濁などの公害が少ない 5.8% 町並みなどの景観が美しい 17.1% 福祉・医療施設が充実している 3.9% 介護予防や高齢者・障がいのある人の生活支援が充実している 2.5% 道路や上・下水道など生活基盤が充実している 3.5% 公園や広場が整備されている 5.6% 公民館や図書館が充実している 6.3% 体育館など体育施設が充実している 3.0% 北斎館やおぶせミュージアムなど芸術文化施設が充実している 12.3% 楽しめるイベントや施設が整っている 2.5% 町外の人との交流機会が充実している 1.2% 自治会などのつながりが強い 8.3% サークル活動等が活発で町民の交流がある 1.9% 安市など伝統行事がさかんである 栗やりんごなどの農産物が有名 25.7% 特にない 6.5%

図表27 小布施町の魅力・好きなところ

(N=432)

一方で、住みやすさや継続的な居住意向、居住年数に関わらず、「雇用の場が少ない」ことに、問題を感じています。



図表28 小布施町の問題点

今後充実を図るべき分野・事業11

全体を通して「健康・医療」、「福祉」、「出産・子育て・教育」が上位で、日常の町民生活に 関わりの深い分野の充実を望む意向が強いです。

今後充実を図る事業としては、全世代を通して、「特定健診等の健康診断を受診しやすい環境・仕組みづくりの推進」、「安心して医療を受けられる環境整備の推進」、「介護に取り組む家族への各種支援」は、安心で健康な町民生活の基本として重要であると感じています。

また、これまで推進されてきた、町外への発信力が高い小布施町らしく個性ある取組である「図書館利活用の推進や内容の充実」、「アート、スポーツ、娯楽など若者文化の育成・支援」「栗、ブラムリー、チェリーキッス、小布施丸なすなど付加価値の高い加工用果樹等のブランド化」、「国道 403 号の整備による小布施町らしい景観と賑わいづくり」などについては、今後も重要であると考えられています。

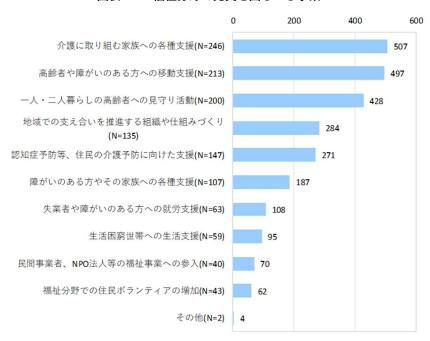
図表29 充実を図るべき分野

| 年代 | 1位 | 2 位 | 3 位 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 20代 | 出産・子育て・教育 | 健康・医療 | 産業振興 |
| 30代 | 出産・子育て・教育 | 健康・医療 | 福祉 |
| 40代 | 健康・医療 | 出産・子育て・教育 | 福祉 |
| 50代 | 福祉 | 健康・医療 | 出産・子育て・教育 |
| 60代 | 福祉 | 健康・医療 | 出産・子育て・教育 |
| 70代 | 福祉 | 健康・医療 | 出産・子育て・教育 |
| 80代· 90代 | 福祉 | 健康・医療 | 出産・子育て・教育 |

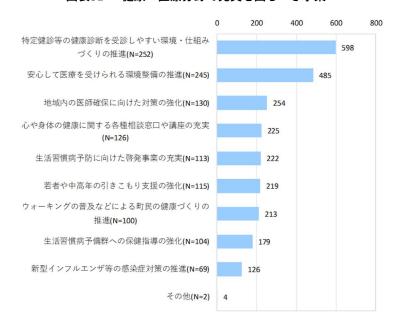
24

¹¹点数算出は、優先順(1位~3位)を回答する設問で、1位を3点、2位を2点、3位を1点とした結果の合計点

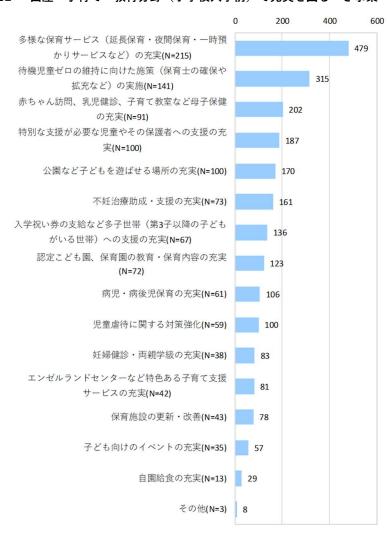
図表30 福祉分野で充実を図るべき事業



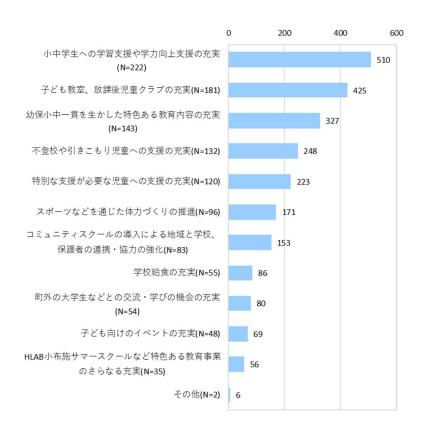
図表31 健康・医療分野で充実を図るべき事業



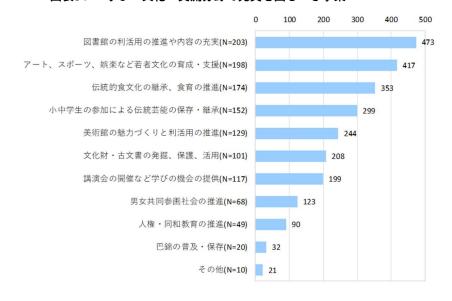
図表32 出産・子育て・教育分野(小学校入学前)で充実を図るべき事業



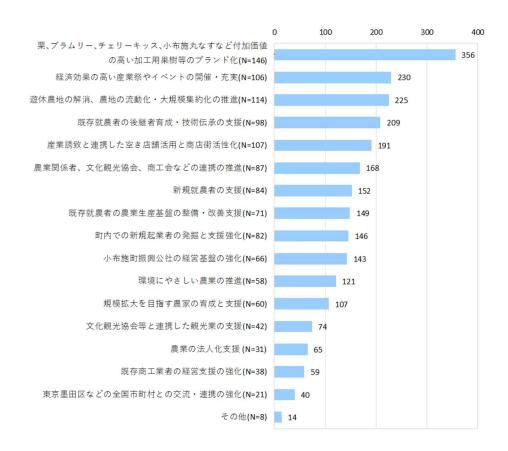
図表33 出産・子育て・教育分野(小学校入学以降)で充実を図るべき事業



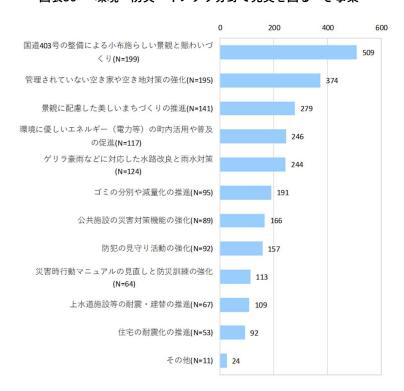
図表34 学び・文化・交流分野で充実を図るべき事業



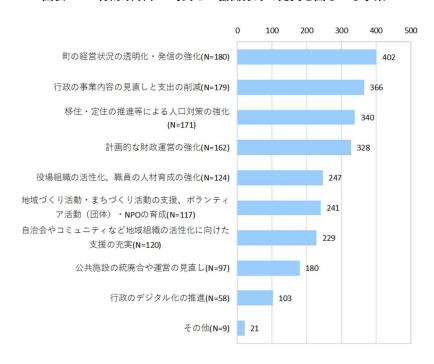
図表35 産業振興分野で充実を図るべき事業



図表36 環境・防災・インフラ分野で充実を図るべき事業



図表37 行財政改革・町民との協働分野で充実を図るべき事業



2. 基本構想

将来像

基本理念

人口ビジョン

未来に誇れる私たちの町、小布施

小布施町の歴史を辿ると、そこには、常に先見の気風をもちながらも、小布施の地域性を生かし、自律的・協働的にまちづくりに取り組んできた先人たちの姿を見ることができます。

現代を生きる私たちは、先人たちが積み上げてきた小布施町の魅力や強み、気風を継承するとともに、未来を生きる次世代が、私たちと同じように小布施町に対する愛着や誇りを持ちながら、一人ひとりが輝き幸せを感じながら暮らせるように、新たな時代のまちづくりに取り組んでいくことが大切だと考えます。

私たちが、小布施町が「私たちの町」であるという当事者意識をもち、これからも自律的・ 協働的にまちづくりに取り組むことで、未来の私たちが、自信を持って「小布施はいいよ」と 胸を張れるまちをつくっていきます。これが、第六次総合計画が描く小布施町の将来像です。

基本理念

4つの基本理念

1. つながりの力で協働します

社会の中では、どんなに高い理想を掲げても一人では何も実現できません。

違う個性を持った人や地域と交わり、協働に変えていく「つながりの力」は、その実現を大きく前進させてくれる推進力になります。町民の皆さんが主体的に考え動きながらも、他者と協働し新しい未来を切り開く、強さとしなやかさを兼ね備えたまちづくりを推進します。

2. 多様性を認め、育みます

町民の皆さんが持っている多様な価値観や個性は、小布施町にとっての大きな財産であり、 多様な生き方や学び方、働き方があるまちはとても魅力的です。

一人ひとりが目指す「豊かさ」や「幸せ」の尺度は違っていたとしても、それらを窮屈にま とめようとするのではなく、互いに交流し、その違いを楽しみ、認め合い、育むまちづくりを 推進します。

3. 都市と農村の良さを大切にします

小さな町の中に、都会にも負けない洗練された町並みや美食がある一方で、そのすぐ近くに 豊かで美しい農村風景や田舎らしい人との距離感が残っています。小布施町の強みは都市性 と田舎性を兼ねそなえたところにあります。

過去と変わらない風景の中に、最先端の技術が違和感なく溶け込むような、今と昔、都市と 農村の良さを両方大切にしたまちづくりを推進します。

4. 新しい価値観や方法論を取り入れます

課題の多くが、これまでの方法論の延長線上では解決できないものばかりです。

持続可能な地域社会を未来につなげていくために、小さな町ならではのフットワークの軽さを生かしながら、既成概念にとらわれず、効果的なものであれば新しい価値観や方法論を積極的に取り入れ、小布施町から地域社会のモデルが生まれるようなまちづくりを推進します。

人口ビジョン

小布施町のこれまでの人口動向や将来の見通しを踏まえ、少子化対策や移住定住施策の促進、 本計画に沿った施策の推進などにより、令和7(2025)年の人口の将来展望と目標を示します。

小布施町では、今後も毎年子育て世代の 15 世帯 60 人の転入超過を維持するとともに、合計特殊出生率 1.39 (平成 27 年国勢調査実績)を維持することにより、令和 7 (2025)年の小中学校1学年の平均人数が 100 人以上となることを目指します。

そして、上記目標の達成により、**令和7(2025)年国勢調査人口10,264人**を目指します。

目標値

| 項目 | 基準値 | 目標値 |
|-----------------|-------------------|------------------|
| 国勢調査人口(10月1日現在) | 10,702 人(平成 27 年) | 10,264 人(令和 7 年) |
| 小中学校 1 学年の平均人数 | 104 人(平成 27 年) | 100 人以上(令和 7 年) |

【参考】令和元(2019)年度における小布施町の小中学校1学年平均人数は104人

参考1 長期的展望

令和 7 (2025) 年まで合計特殊出生率 1.39 を維持しつつ、それ以降の合計特殊出生率が変動した場合について、以下の 5 つのパターンにおける長期的な人口推計を展望します。

- ① 合計特殊出生率 1.39 を令和 47(2065)年まで維持した場合
- ② 合計特殊出生率が令和 7(2025)年時点で 1.42 になることを目指した場合
- ③ 合計特殊出生率が令和 7(2025)年時点で 1.63 になることを目指した場合
- ④ 合計特殊出生率が令和 7(2025)年時点で 1.63、令和 12(2030)年に 1.83 になることを目指した場合(=令和 27(2045)年時点で1学年の人数が 100人)
- ⑤ 合計特殊出生率が令和 7(2025)年時点で 1.63、令和 12(2030)年に 1.83、令和 22(2040)年 に 1.92 になることを目指した場合 (=令和 47(2065)年時点で 1 学年の人数が 100 人)

図表38 年 15 世帯 60 人転入超過した場合の人口・1 学年人数の推計12 (人)

| 合計特 殊出生 率 | 人口 | 平成 27 (2015) 年 | 令和 2 (2020) 年 | 令和 7 (2025) 年 | 令和 12 (2030) 年 | 令和 17 (2035) 年 | 令和 22 (2040) 年 | 令和 27 (2045) 年 | 令和 32 (2050) 年 | 令和 37 (2055) 年 | 令和 42 (2060) 年 | 令和 47 (2065) 年 |
|-----------------|-----------|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 | ※1 | 10,702 | 10,511 | 10,264 | 9,931 | 9,557 | 9,191 | 8,864 | 8,587 | 8,319 | 8,033 | 7,730 |
| | %2 | 104 | 108 | 103 | 94 | 89 | 84 | 81 | 78 | 76 | 75 | 73 |
| 2 | %1 | 10,702 | 10,511 | 10,270 | 9,944 | 9,576 | 9,216 | 8,893 | 8,620 | 8,357 | 8,076 | 7,778 |
| | %2 | 104 | 108 | 103 | 94 | 90 | 86 | 82 | 80 | 78 | 76 | 74 |
| 3 | %1 | 10,702 | 10,511 | 10,316 | 10,038 | 9,716 | 9,394 | 9,098 | 8,858 | 8,629 | 8,385 | 8,127 |
| | %2 | 104 | 108 | 103 | 100 | 101 | 95 | 91 | 89 | 88 | 86 | 85 |
| 4 | %1 | 10,702 | 10,511 | 10,316 | 10,078 | 9,798 | 9,519 | 9,260 | 9,047 | 8,853 | 8,642 | 8,422 |
| •• | %2 | 104 | 108 | 103 | 100 | 105 | 104 | 100 | 98 | 97 | 96 | 95 |
| ⑤ | ※1 | 10,702 | 10,511 | 10,316 | 10,078 | 9,798 | 9,536 | 9,294 | 9,100 | 8,922 | 8,724 | 8,520 |
| <u> </u> | 2 | 104 | 108 | 103 | 100 | 105 | 104 | 102 | 102 | 101 | 100 | 100 |

※1:総人口※2:1学年の人数

_

¹² 過去5年の自然増減推移を踏まえた推計

参考 2 人口の年齢構成

人口の年齢構成は、毎年子育で世代の15世帯60人の転入超過と合計特殊出生率1.39(平成27年国勢調査実績)の維持により、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~65歳)の構成比の急激な減少を抑えます。また、高齢化率の上昇を緩やかにします。

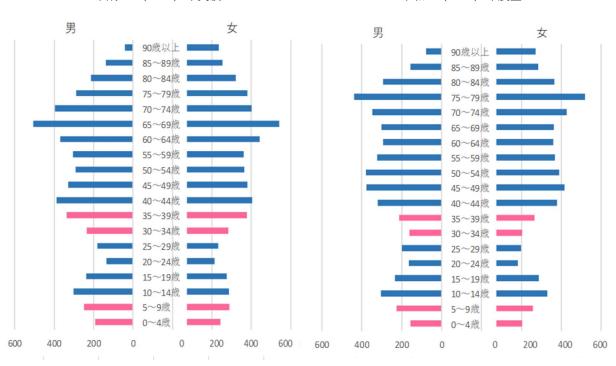
図表39 年齢3区分別人口と構成割合

| | 平成 27(2015)年実績 | 令和 7(2025)年展望 |
|----------------------|----------------|-----------------|
| 総数 | 10,702人(100 %) | 10,264 人(100 %) |
| 年少人口 0~14 歳(構成割合) | 1,421 人(13.3%) | 1,330 人(13.0%) |
| 生産年齢人口 15~64 歳(構成割合) | 5,766 人(53.9%) | 5,287 人(51.5%) |
| 老年人口 65 歳以上(構成割合) | 3,515 人(32.8%) | 3,646 人(35.5%) |
| (うち、75 歳以上人口の割合) | 1,701 人(15.9%) | 2,268 人(22.1%) |

図表40 人口ピラミッド13

平成 27 (2015) 年実績

令和7(2025)年展望



¹³ グラフ赤色部は、子育て世帯と想定している 0~9 歳、30 歳~39 歳

3. 基本計画

分野別ビジョン

- 1. 出産・子育て・教育
- 2. 健康・医療・福祉
- 3. 学び・交流・文化
- 4. 産業振興·移住定住
- 5. 環境・防災・インフラ
- 6. 協働の推進・行財政改革

1. 出産・子育て・教育

ありたい姿

- 子どもを産み育てたい人たちが安心して出産や子育てのできる環境をつくり、行政・地域・ 学校・家庭が一体となって子どもの成長を支え、見守り、関わることのできる地域を目指し ます。
- それによって、幼少期に安心して人生の基盤をつくり、健やかな体としなやかな心を持ち、 多様な個性を互いに認め合い、健全に社会とつながり、自分の決めた幸せに向かう子どもを 育てるまちを目指します。

現状と課題

- 核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭が増加し、家族の形態が大きく変化する中で、子育て や教育に関わる親世代の負担感は大きくなる傾向があります。今後もこの傾向は続くこと が予想される中で、これからの時代に合った子育て支援、家庭支援のあり方を検討・実践し ていくことが求められています。
- 乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問などを通じて、妊産婦や子どもの心身の健康状態のほか、発達障害の可能性や母親の産後うつなどを的確に把握し、適切な支援や専門機関等へつなぐために、早期の把握と支援が必要です。健康診査や子育て教室、相談事業など、きめ細かな機会を作っていますが、特に法律で定められ実施している乳幼児健診において、受診率が100%に満たない場合もあります。全員が受診するよう勧奨に努め、発育や健康状態を把握し、必要な場合は、早期治療や療育につなげるとともに、その後の関係機関の連携と切れ目ない支援体制を構築していく必要があります。
- 町内には、保育園 2 園、認定こども園 1 園、小・中学校が 1 校ずつという小布施町の保育・教育環境は、幼保小中を通じて一貫した教育カリキュラムや子どもの支援体制づくりを推進できるメリットや可能性があります。しかしながら、一方で関係性が固定化されやすく、人間関係の難しさなどから不登校となる子どもや、中学卒業後の新たな人間関係の構築や環境に馴染めず、孤立する子どもたちもいます。このような子どもたちの把握や支援、フォローが課題となっており、継続した支援の仕組みづくりを検討・実践していくことも求められています。

- 教育学や脳科学などの分野での研究成果や新しい技術を積極的に活用し、子どもたちの個性を踏まえた教育のあるべき姿や方法論、カリキュラムの実践が全国で取り組まれていますが、町内においてもこれらに基づいた子育てや教育活動の普及、実践に取り組んでいる個人や団体もあります。これらの実践の成果についても積極的に学び、活かしながら、新しい時代に合った子育で・教育のあり方を検討し実践していくことも重要です。
- 多様化する家族形態や価値観、社会状況のもとでさまざまな課題への対応や新しい環境づくりが求められる一方で、行政や学校などの経営資源はこれまでになく厳しい状況に置かれています。その中で、町が目指す子育て・教育環境づくりを推進していくためには、行政職員や専門の保育者・教育者だけでなく、保護者、地域住民、町外から関わる協力者などが力を合わせ、課題を共有し、当事者である子どもたちにも参加してもらいながら、ともに学び取り組んでいくことが必要です。

重点施策

- ① 安心して産み育てられる環境づくり
- ② 子どもを中心とした地域の連携づくり
- ③ 誰もが安心して学べる環境づくり
- ④ たくましく、しなやかな心と体を養う環境づくり

■ 重点施策①:安心して産み育てられる環境づくり

基本方針

子どもが健やかに生まれ育つよう、保健・福祉・医療・教育など関係部署、関係機関・団体の相互連携による妊産婦及び乳幼児への支援の強化を図るとともに、家庭や地域が一体となって子どもの成長を支える継続的かつ包括的な環境づくりを進めていきます。

1) 母子保健と包括的な子育て支援体制の充実

妊婦検診、乳幼児健診・健康相談、子育て教室、赤ちゃん訪問などを通じて、妊産婦や乳幼児の健康状態を把握し、母親の子育てにおける孤立を防ぎ、産後うつや児童虐待等の予防に努めるとともに、関係する行政機関や園、学校等の連携を強化し、親子の心配ごとに寄り添う、切れ目ない支援体制づくりに取り組みます。

2) 多様な保育サービスの提供と待機児童ゼロの実現

園やエンゼルランドセンターなどが主体となり、多様な保育や子育てニーズに対応したサービス提供に努めます。また、未満児保育や多様な保育ニーズに対応しながら待機児童ゼロを 実現していくために、保育士や幼稚園教諭等の職員確保に優先的に取り組み、園児や保護者の 不安の解消と安定した園運営を行います。

3) 放課後や長期休みの子どもの居場所づくりの推進

安全・安心な子どもの活動拠点として、子ども教室や放課後児童クラブの運営を継続・充実させるとともに、地域組織等による放課後や長期休暇期間中の子どもの居場所づくり・学びの場づくりを積極的に応援します。

4) 子育て・教育にかかる費用負担軽減の推進

町の育英金制度の安定した運用等を通じて、保護者の教育費用の負担軽減に取り組みます。 また、多子世帯への助成、就学援助費やテスト代の公費負担、学習支援教室・講座の開講等に より、子育てや教育費用の負担軽減、学習支援等に取り組みます。

5) 保育園改築計画の策定及び環境整備の充実

将来にわたり利用する園児数や多様な保育ニーズを捉え、老朽化した保育園2園のあり方や園機能を十分検討し、保育園の改築計画を策定します。また、園児が伸び伸びと園生活を過ごすことのできるよう環境整備の充実を図ります。

6) 安全で快適な学校の環境整備と教育設備の充実

学校トイレの洋式化や多目的トイレの整備など、安全で快適な学校環境の整備を進めるとともに、児童生徒が集中して学習できる教育設備の充実に取り組みます。

■ 重点施策②:子どもを中心とした地域の連携づくり

基本方針

子どもを中心に据えた園・学校と地域の連携強化を進め、多主体・多世代が一緒になって小 布施の教育環境づくりを推進します。

1) コミュニティ・スクールを基盤とした地域と園・学校の連携促進

町、園・学校、家庭、地域などが一体となって、子どもたちの成長や教育を支える体制を強化していくために、小布施学園コミュニティ・スクールの運営に取り組みます。

2) 子どもの思いを受け止める大人づくりの推進

保育士や教職員が現場で活かすために専門的な知識を得られる研修等に参加できる機会を 充実させるとともに、保護者や地域の大人が新しい子育てや教育理論に触れられる学習機会 を幅広く提供し、実践できる人づくりに取り組みます。

3) 多世代とつながり合う地域づくりの推進

小布施町に関わり住むすべての大人たちが、より良い子育て・教育環境をつくる一つのチームとなって、子どもたちの思いや願いに耳を傾け関われる地域づくりを進め、子どもたちの多世代とのつながりや交流を進めます。

■ 重点施策③:誰もが安心して学べる環境づくり

基本方針

困難や生きづらさを抱える子どもたちを支援するとともに、多様な特性を尊重し、育める居場所づくりや教育環境づくりに取り組みます。

1) 発達特性に応じた学習環境づくりの推進

配慮が必要な児童生徒の特性に応じた個別支援計画や幼・保、小・中学校連携支援シートの 作成とその伝達を図るとともに、その特性に応じた学習環境の整備に努めます。また、医療・ 福祉の関係機関や高校との情報共有、連携強化に取り組みます。

2) いじめ防止の対策強化

町や学校、地域、保護者、関係機関が連携し、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を 組織的に取り組むとともに、いじめ当事者(加害者・被害者・支援者・家族を含む)の支援や 対策強化に取り組みます。

3) 不登校やひきこもり支援の強化(「2. 健康・医療・福祉」と共通)

不登校や保健室登校状態にある児童生徒への支援を強化するため、学習生活支援員の増員 等による支援拡充や、教室外の居場所や中間教室の設置などケースに応じた支援に取り組み ます。また、中学卒業後の未成年者の状況を把握し、フォローできる体制づくりに取り組みま す。

■ 重点施策④:たくましく、しなやかな心と体を養う環境づくり

基本方針

自分の幸せを自分で決める土台となる、たくましく、しなやかな心と体を養うため、幼少期からのさまざまな体験や経験の場づくりに取り組みます。

1) 脳科学に基づいた規則正しい生活の普及

幼少期の脳の発達は、その後の成長の基礎となるため、規則正しい生活習慣を身に付け、社会がどのように変化しても、それに対応して生き抜けるよう、個々の可能性を最大限に広げる 土台づくりに取り組みます。

2) 遊びを通じた心身の育成の推進

自然の中での遊びや仲間との遊びから育まれる体の動きの基礎や想像力、好奇心、探求心、 人間関係の形成など、成長における必要な力を身に付けるため、「遊び」の場づくりや環境整備を進め、子どもたちの心身の健全育成を推進します。

3) さまざまな体験の充実

多様な年齢層の子どもたちが新しい世界に触れることができる魅力的な体験を提供し、地域への愛着が生まれ、夢中になれることを持てる子どもたちを増やしていきます。

4) 中高生のチャレンジ支援

町の中学生や高校生が将来のまちづくりや自身のキャリア形成につなげてもらえるよう、アイデアを形にする機会やチャレンジする経験の場を作り、地域の協力を得ながら活動を支援します。また、その活動拠点となる気軽に集える居場所づくりにも取り組みます。

基本施策

| 項目 | 目指す姿 |
|---|-------------------------------|
| 不妊治療・未熟児養育医療費への助成 | 県の不妊治療費助成事業の対象外となった治療費に対する町 |
| | 独自の助成や未熟児の養育医療費に対する助成を行うととも |
| 不然儿袋 自己原真 · • • · · · · · · · · · · · · · · · · | に、保健師が相談に応じ妊娠、出産・子育てへの支援を行いま |
| | す。 |
| | 地元産食材や有機農産物を使用した給食、食物アレルギーのあ |
| 安心安全な給食の提供 | る子どもへの除去食14の提供などにより、安心で安全な給食の |
| | 提供に取り組みます。 |
| 食育の推進 | 幅広い年代において、農や食に関わる体験や学習、共食など総 |
| | 合的な食育活動を推進し、心身の健全な成長、生きる力を育み |
| | ます。 |
| | 少年少女球技大会のほか各育成会活動や体験活動を通じ、児 |
| 青少年の健全育成 | 童・生徒が多世代や地域の人との協働や交流から、自主性・社 |
| | 会性、正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育みます。 |
| | 地域が一体となって犯罪や交通事故などから子どもたちを守 |
| 子どもの見守り等犯罪被害防止・交通 | るため、地域住民や警察署、防犯協会、交通安全協会などが連 |
| 安全の強化 | 携して被害防止の強化を図るとともに、子どもたちへの防犯・ |
| | 交通安全教育に取り組みます。 |
| | 基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、基本的倫理観、自 |
| 家庭教育の推進 | 立心や自尊心、社会的マナーなど、成長過程において、子ども |
| 永庭狄自の推進 | が身に付ける上で重要な役割を果たす家庭教育を推進すると |
| | ともに、家庭支援に取り組みます。 |

41

¹⁴ アレルギーの原因となる食物を除いた食事

達成目標

| 項目 | 令和元(2019)年度 基準(値) | 令和 6(2024)年度 目標(値) |
|---|--------------------------|-----------------------------|
| 子育て環境満足度 | 91.9% | 95% |
| 5年後の合計特殊出生率 | 1.39 | 1.39 |
| 小布施学園コミュニティ・スクール 事務局のコーディネーター人材の 確保 | 0人 | 2人(2021年度まで) |
| 幼保小中一貫教育グランドデザイ ンの改定 | _ | 実施完了(2022 年度まで) |
| 赤ちゃん訪問実施率 | 96% | 100% |
| 産後ケア事業利用者数 | 0人 | 0人 |
| 1歳6カ月児健康診査受診率 | 92.6%(2018 年度) | 95.0% (2020~2024 年度の平均値) |
| 3 歳児健康診査受診者率 | 94.0%(2018 年度) | 95.0% (2020~2024 年度の平均値) |
| 5 歳児健康発達相談事業の実施 | _ | 実施開始(2021 年度から) |
| 待機児童数 | 0人 | 0人 |
| 保育園改築計画の策定 | _ | 実施完了(2021 年度まで) |
| 幼保小中連携支援シートの実施 | 小中で実施 | 幼保小中で実施(2021 年度から) |
| 不登校児童生徒の要因把握率 | 80% | 100% |
| HLAB サマースクールの町内参加 者数 | 5 人/年 (2013~2019 年平均) | 5 人/年 (2020~2024 年度の平均値) |
| 小布施町在住の中高生発のマイプ ロジェクト実践支援件数 | 0 件/年 | 1件/年 (2020~2024年度の平均値) |
| タブレット・パソコン等端末の導入 | 小中学校 29 台 | 小中学校 1人1台 |
| 保育者・保護者向けの子育て・教育 セミナーの実施 | 4 回/年 | 4回/年 (2020~2024年度の平均値) |

2. 健康・医療・福祉

ありたい姿

- 町の地域医療福祉に関わる目の前の課題にきめ細やかに対応しながら、自助・共助・公助・ 互助を最大限に生かした中長期的な課題解決方法を模索・実践することで、すべての町民の 皆さんが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる、生き心地のい い地域共生社会の実現を目指します。
- その実現に向けて、専門家等が各関係機関や地域社会へつなぎ、互いに連携しながら取り組める体制づくりに取り組みます。

現状と課題

- 小布施町の65歳以上の高齢者数(老年人口)は現在まで増加傾向が続いており、高齢化率は35%に迫る勢いです。今後老年人口は定常状態で推移する一方で、生産年齢人口は大きく減少することが予想されます。そのような状況の中で、これまで町は予防に力を入れ、18歳からの独自健診の導入や、認知症予防に取り組んできました。今後より一層財政状況が厳しくなる中で、年齢を問わず、生活習慣病予防や感染症予防、介護予防等、町民一人ひとりの予防や健康づくりへの取り組みをさらに推進していくことが求められています。
- 社会経済環境の急速な変化やライフスタイルの多様化などにより、人々が抱える悩みや不安が複雑・多様化し、年齢を問わず、心の健康を維持しながら安心・安定して生活を送るための専門性の高い相談体制の確保や支える仕組みづくりが急務となっています。特に、全国と比較しても未成年者の自殺率が高い長野県の現状を踏まえ、若者への心の支援やそれを支える家庭の支援に積極的に取り組んでいくことが急務となっています。
- 小布施町は、中核医療施設である新生病院や多くの診療所が立地しているという強みがあります。日常的な健康管理を行うかかりつけ医から高度医療や救急医療、産婦人科などの医療ニーズまで、病院や診療所、福祉施設が連携した総合的な地域医療福祉体制の充実に、継続して取り組んでいくことが重要です。

● 人口減少・少子高齢化による財政状況の厳しさから、これらの取り組みを公助だけで担うことには限界があります。町はもちろん、地域社会や民間事業者と連携しながら、地域で支え合う体制づくりに取り組むことが必要です。また、目の前にある課題への対処だけでなく、課題の原因にアプローチし、構造自体を変えていく方法論を研究・実践できるよう、長期的な視点に立ち、課題解決に取り組む町の体制づくりを進めていくことも求められています。

重点施策

- ① 健康づくりと予防の推進
- ② 心の健康づくりの推進
- ③ 地域共生社会を支える見守りと体制づくり

■ 重点施策①:健康づくりと予防の推進

基本方針

若い世代から後期高齢者まで、各種検診の受診を促し、町民の皆さんの健康状況の把握に努めるとともに、生活習慣病や認知症、体力低下などを防ぎ、健康長寿につなげるために、教室事業の拡充、就労や社会参加の機会拡充に取り組みます。

1) 若い世代からの健診推進と保健指導強化

保健師、管理栄養士等による相談、指導を強化し、18歳からの独自健診のさらなる普及や、40歳以降の特定健診やがん検診等の受診率向上に取り組み、早い段階から自分の健康状態や生活習慣を把握し、糖尿病性腎症の重症化予防をすすめるなど、健康づくりに取り組む人々が増えることを目指します。

2) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

保健師等の医療専門職を配置し、KDB (国保データ)システムを活用した医療レセプト・健診・介護レセプト等の分析を行うことで、一体的実施の事業対象者の抽出、地域の健康課題の把握、事業の企画・調整・分析・評価等を行います。

3) 介護予防教室・フレイル予防や重症化予防の強化

脳のリフレッシュ教室などの介護予防教室やフレイル予防教室、お茶のみサロンなどを継続・拡充し、高齢者の認知症予防や体力づくりに取り組み、町民の皆さんの健康寿命の延伸につなげます。また、医療機関と協働し、病気の重症化予防につながる事業の研究・実践にも取り組みます。

4) 就労や社会参加による高齢者の生きがいづくり

より多くの町民の皆さんが、高齢になっても地域や職場でできる限り長く働いたり、趣味や地域活動に参加できるよう、高齢者の就労支援や社会参加、交流機会の創出に取り組みます。

■ 重点施策②:心の健康づくりの推進

基本方針

さまざまな理由で社会的に孤立したり、心のバランスを崩している町民の皆さんに寄り添い、各種機関が連携して、自立支援や居場所づくりに取り組みます。

1) 心の支援の充実

年齢を問わず、さまざまな理由で生きづらさを抱えていたり、ひきこもり状態にある人やその家族に寄り添い、安心・安全な居場所づくりや社会的自立につなげる支援に取り組みます。 また、心が辛くなったときの対処法や、心の問題を社会で支えるための価値観の醸成に取り組みます。 みます。

2) 各種相談窓口の連携強化

心配ごと相談、法律相談、行政相談、人権相談など各種相談窓口の一体的な運営に努め、いつでも誰でも気軽に利用できる環境づくりに努めます。また、複雑な相談や課題に対しては、各種機関が連携して解決をサポートできるよう、情報共有や連携した対応をスムーズに行える体制づくりに取り組みます。

3) 不登校やひきこもり支援の強化(「1. 出産・子育て・教育」と共通)

不登校やひきこもり状態にある小・中学校の児童生徒への支援を強化するため、学習生活支援員の増員等による支援拡充や、教室外の居場所や中間教室の設置などケースに応じた支援に取り組みます。また、中学卒業後の未成年者の状況を把握し、フォローできる体制づくりに取り組みます。

■ 重点施策③:地域共生社会を支える見守りと体制づくり

基本方針

障がいの有無や年齢によらず、地域の中で安心して、生きがいを持って暮らせる地域共生社会を実現するために、共助や公助がバランス良く連携する地域づくりに取り組みます。

1) 地域ケア会議の機能強化

地域ケア会議の参加機関の拡大と各機関をコーディネートする機能の強化に取り組みます。 地域ケア会議の役割や機能を見直し、地域福祉に関わる多様な機関が町民の皆さんに対し適 切な介護サービスの提供やフォローアップに加え、介護に限らない広範囲かつ長期的な視点 での課題解決に向けた取り組みを議論する場づくりに取り組みます。

2) 地域支え合い組織(協議体)の立ち上げ支援

自治会やコミュニティを基本単位として、地域住民のゆるやかな交流・支え合いを増やし、 住民同士の結びつきを強める活動や組織の立ち上げを積極的に支援します。また、地域組織立 ち上げのサポートやニーズ把握等を行うコーディネーターの発掘や育成にも取り組みます。

3) 高齢者や障がい者の移動支援

高齢や障がいなどにより自力の移動方法がない人、自立歩行が困難な人等が安心して外出できるよう、公共交通を含めた最適な支援方法を研究・実践します。

4) ボランティアの拡充とネットワークづくり

社会福祉協議会への委託事業であるボランティアセンターの運営を支援し、地域を支えるボランティア数の増加、適切なマネジメントに取り組むとともに、定期的な交流と情報交換の場を設け、共助と公助が連携して地域課題解決に取り組める体制強化を図ります。また、児童・生徒のボランティア参加の機会創出に取り組みます。

5) 独り・二人暮らしの高齢者を見守る体制づくり

独り暮らし、二人暮らしの高齢者のお宅に保健師等が訪問し、安否確認や悩み事の相談を受け、適切な健診や介護予防、介護支援に結びつけるため、特定高齢者の把握に努めます。また、地域ごとに地域支え合いマップを更新し、地域での支え合い体制の構築を図ります。

6) 介護を担う家族支援の充実

家庭で介護を担う家族が、自分の好きな趣味や社会的活動にも参加できる時間を持つことで、疎外感を持たず生きがいを持って暮らせるよう、共助・公助による支援策を検討し、積極的に取り組みます。

7) 地域医療体制の充実

病診連携の推進や、小布施町の中核医療施設である新生病院の医師確保支援、保健予防連絡 会の定期開催等を通じて、地域における医療環境の整備に取り組みます。

基本施策

| 項目 | 目指す姿 |
|------------------|---|
| 国民健康保険等医療保険制度の運営 | 国民健康保険や後期高齢者医療保険の安定した運営のため、特定健診・保健指導等保健予防事業による保険給付費の増加抑制と、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の滞納対策に取り組みます。 |
| 福祉医療費給付制度による負担軽減 | 18歳までの子どもや障がい者、ひとり親家庭における医療費の自己負担分に対し、福祉医療費の給付(助成)により医療費の負担を軽減します。 |
| 予防接種の実施 | 乳幼児に対する定期予防接種の実施のほか、中学生以下の子ど もと高齢者を対象に季節性インフルエンザの予防接種の費用 助成を行い、感染拡大の抑制を図るとともに安全かつ適正な予 防接種の実施に取り組みます。 |
| 感染症対策の強化 | 新型インフルエンザ等感染症の脅威に対し情報収集や体制整備に努め、万一の発生時においては、国や長野県、近隣自治体、 医療機関等との連携により感染予防や感染拡大の抑止等対策 の強化に取り組みます。 |
| 歯科口腔保健の推進 | 乳幼児から高齢者までライフステージに応じたむし歯予防等の歯科口腔保健の推進を図り、歯科疾患の予防や口腔の健康保持により8020 (ハチマル・ニイマル) 15の達成に取り組みます。 |
| 生活困窮者の自立支援 | 生活困窮者・世帯が社会的、経済的に自立した生活が送れるよう、さまざまな相談に応じ、関係機関や NPO 等支援団体へとつなぎ連携して支援します |
| 障がい者の自立支援 | 障がい者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、就労や 社会参加への支援を関係機関や関係団体等と共に取り組みま す。 |
| 結婚支援の充実 | 結婚を希望する人の相談に応じるとともに、出会いの場を提供し、お付き合いから結婚につながるまで継続した支援を行います。 |
| 老人クラブ運営の支援 | 老人クラブ活動の活性化により高齢者の健康と交流の促進、生きがいづくりにつなげていくため、運営に対して支援をしていきます。 |

^{15 「80} 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という目標

達成目標

| 項目 | 令和元(2019)年度 基準(値) | 令和 6(2024)年度 目標(値) |
|--------------------------------|-------------------------|--|
| 特定健康診査対象者の受診率 | 45.1%(2017 年度) | 60% |
| 特定保健指導対象者の面談実施 | 57.0%(2017 年度) | 100% |
| 「おぶせスタディ」の追跡調査実施 | _ | 実施完了(2022 年度まで) |
| 町・社協・自治会等が主催する各種 予防教室への参加者数 | _ | 30%増(2020年度比) |
| ひきこもり状態にある町民把握調 査の実施 | _ | 1回/年 |
| 把握したひきこもり状態者の家庭 訪問率 | _ | 100% |
| 各種相談窓口担当課による連携体 制図・マニュアルの作成 | 100% | 実施完了(2021 年度まで) |
| 不登校児童生徒の要因把握率 | 80% | 100% |
| 地域ケア会議の実施 | 12 回/年 | 12 回/年 |
| 地域ケア会議の参加満足度向上 | _ | 参加対象者のうち「地域ケア会 議に意義を感じている」人が 80%以上 |
| 自治会等での支え合い組織(協議 体)設立 | 1地区 | 10 地区 |
| 移動支援事業の実施 | 実証事業は実施 | 実施完了 |
| ボランティアセンターへの登録者 数 | 団体:38団体(680人) 個人:26人 | 団体: 45 団体(800人) 個人: 50人 |
| 独り・二人暮らしの高齢者家族訪問 率 | 独り暮らし 100% | 100% |
| 介護を担う家族支援に関わる地域 連携事業の新規件数 | _ | 1件(2023年度まで) |

3. 学び・交流・文化

ありたい姿

- 「地域づくりは人づくり」と言われるように、そこに住む町民一人ひとりの存在は、小布施町の大きな財産です。
- すべての町民の皆さんが、いくつになっても違う価値観を持った他者と交流する機会を持ちながら、価値観を磨き、私たちのルーツや私たちが生きる新しい世界について学び直せること、好きなことや夢中になれることに出会い、生きがいを持って暮らせることを応援するまちを目指します。

現状と課題

- 医療の進歩などにより日本人の平均寿命は延び続けており、近い将来「人生 100 年時代」の到来が現実のものとなりつつあります。終身雇用制度の見直しが進み、定年の延長や社会保障制度の見直しなどについても議論される中、大人になっても何度も学び直しができる主体性や環境整備が求められています。
- 人間は社会的存在であり、他者との交流は心の健康と大きく関係しています。「社会的処方」という言葉に象徴されるように、地域における多様な交流や学びの場づくりの社会的意義が明らかになる中で、学びやスポーツの場は、他者との自然な交流や生きがいを感じられる機会となる可能性を秘めています。多様な興味関心を持った町民の皆さんが、生きる活力を得られる場との接点を持てるよう、多様な活動が育まれる環境づくりやコーディネート機能が求められています。
- 若者は、社会・経済・文化などのあらゆる面でまちの活力を生み出し、次代のまちづくりで中核的な役割を果たす大切な存在です。その一方で、年少人口や生産年齢人口は今後も減少していくことが予想され、社会全体における若者の存在感の低下が危惧されます。若者の居場所づくりや新しい価値観に基づく活動を地域社会が見守り、応援していくことが重要です。

- 欧米諸国等では女性の社会進出が進み、性別による役割分担は過去のものとなりつつあります。また、性的少数者の権利を守る動きも進み、性的指向を問わず、社会で多様性が認められ活躍できる環境が整いつつあるほか、障がいを一つの個性として捉え、その特性を活かすための環境づくりも盛んに議論されています。日本や私たちが住む地域社会は、こういった多様性を受容する価値観の醸成や社会制度の整備については後進国であると言わざるを得ません。伝統的な役割意識や偏見を客観的に見直し、新しい時代に適した社会づくりに取り組むために、すべての世代に向けた「多様性を育む価値観の醸成」が喫緊の課題です。
- 新しい発想や価値観を大切にすることや、先人たちから引き継がれた小布施町固有の伝統 文化や芸能活動は、先人と今を生きる私たちを結びつけ、私たちの歴史を振り返る上でかけ がえのない財産です。一方で、価値観の多様化や少子化により、その継承・発展は大きな課 題となっています。これらの財産が新しい時代に即した形で次世代に継承され、新たな発展 を遂げていくために、そのあり方や継承方法を検討していくことが必要です。

重点施策

- ① 暮らしを豊かにする学びと交流の場づくり
- ② 次代を担う若者の育成・応援と新しい文化の創造
- ③ 多様性を育む人権意識の醸成

■ 重点施策①:暮らしを豊かにする学びと交流の場づくり

基本方針

「人生 100 年時代」に、多様な年齢層やライフステージにある町民ニーズを踏まえながら、 仕事につながるスキルやアイデアを得たり、学びやスポーツの場を通じて人と交流し刺激を 得られる機会を創出することで、よりよい暮らしづくりに貢献します。

1) 楽しく学べる各種講座の充実と情報発信の見直し

公民館が主催・共催する各種講座について、町民の皆さん、町が連携する大学や民間事業者などを巻き込みながら、その内容の充実や見直しを図ります。特に子育て世代などの若い年齢層を対象とした新しい切り口の講座の拡充を図るとともに、町内外に向けた講座情報の発信方法を見直し、参加者数の増加につなげます。

2) 図書館や美術館の利活用の推進

町立図書館(まちとしょテラソ)や、おぶせミュージアム・中島千波館、髙井鴻山記念館などの町立文化施設について、その目的や位置付けを改めて議論・明確化し、目的に合った文化施策の深化に向けて、運営方法や事業内容の充実・見直しに取り組みます。また、町民の皆さんをはじめとする多様な主体が企画運営の担い手として活躍できる仕組みづくりにも取り組みます。

3) スポーツを通じた交流の促進

スポーツを健康や交流を促進する重要な手段として位置付け、スポーツを通じた町民交流 プログラムの継続・活性化を通じて、豊かな人間関係の形成や健康づくり、生きがいづくりに つなげます。また、町内を拠点とした多様なスポーツ団体の連携促進に取り組み、スポーツ文 化のさらなる普及に取り組みます。

■ 重点施策②:次代を担う若者の育成・応援と新しい文化の創造

基本方針

次代のまちづくりで中核的な担い手である小布施町出身・在住の若者などが小布施町で新しい挑戦に踏み出すことを応援し、次代を担う若者の育成に取り組むとともに、新しい世代の文化や価値観を積極的に取り入れ、新しい小布施文化の創造に取り組みます。

1) アート、スポーツ、娯楽など将来性のある若者文化の育成・支援

小布施町の地理的条件や風土、強みを生かしながら小布施町を拠点に展開され、若者ならではの視点や行動力から生まれるユニークな文化活動やスポーツ、レクリエーション等の事業を支援し、発信力のある新しい小布施文化の創造につなげます。

2) 町内の若者を中心とした小布施未来会議(仮称)等の開催

町内に住む高校生、大学生、若手社会人などの若者が中心となって参加・交流し、小布施町の未来について考えることができる場を積極的に創出します。また、そのプロセスから生まれた若者による新しい挑戦を積極的に応援し、新しいまちづくりにつなげます。

■ 重点施策③:多様性を育む人権意識の醸成

基本方針

出身地域や性別、性的指向、障がいや発達特性によらず、誰もが尊重され、それぞれの幸福 を追求できるまちを目指し、差別の撲滅や多様性を育む価値観の醸成に取り組みます。

1) ダイバーシティ (多様性) 教育の推進

伝統的な価値観や偏見に縛られず、一人ひとりの希望や特性に応じて仕事や家庭での自己 実現ができるまちを目指し、町や民間事業者、学校、自治会等でのダイバーシティ教育の充実 を図ります。また、社会における男女の対等なパートナーシップの構築を目指し、ワーク・ラ イフ・バランス(仕事と生活の調和)や、より多くの男性の子育てや地域活動への参画を推進 します。

2) 人権・同和教育の推進

他者との違いを尊重でき、差別を許さない町民意識を醸成するために、学校や地域、職場などさまざまな場を通じて、基本的人権についての理解を深める教育・啓発に取り組みます。

基本施策

| 項目 | 目指す姿 |
|----------------|-------------------------------|
| | 大切に受け継いできた伝統文化・芸能活動を支援するとともに、 |
| 伝統文化・芸能活動の保存継承 | 保存継承のため、活動団体と連携して後継者の育成にも取り組み |
| | ます。 |
| | 古文書の収集や研究に取り組み、小布施町のアイデンティティを |
| 古文書の発掘収集と保存研究 | 形成する地域の歴史や文化の背景を紐解き、文書館を拠点に発信 |
| | し、新しいまちづくりに生かしながら後世に継承していきます。 |
| | 葛飾北斎や髙井鴻山、小林一茶、林 柳波、中島清之等の文人墨 |
| 文化財の保護、顕彰 | 客、小布施町の先人などが残した文化遺産を保護または顕彰し、 |
| | 保存活動団体と連携し、後世に継承していきます。 |
| | 小布施町出身芸術家の作品の収集を行うとともに、その作品の鑑 |
| 芸術文化の振興 | 賞する機会の拡充や町民の皆さんと芸術家の交流を進めるなど、 |
| | 小布施町の芸術文化の振興を図ります。 |
| 文化的な交流の促進 | 友好協定を結ぶ東京都墨田区の伝統工芸保存会を通じ、伝統工芸 |
| | に触れる機会や制作体験など、文化交流の場を提供します。 |
| 公民館分館活動の支援 | 各自治会における分館の活動を支援し、地域住民の交流促進と教 |
| 公民的が配合制の文版 | 育・学術・文化活動の充実を促進します。 |
| | 文化芸術、スポーツ、生涯学習など自主的な活動を行っている団 |
| 社会教育関係団体との連携 | 体等の活動を支援するため、社会教育関係団体として認定し、そ |
| 江石狄月夙原凹件との建物 | の認定団体と連携して町民の皆さんの健康増進や社会教育の振 |
| | 興に寄与する取り組みを進めます。 |

達成目標

| 項目 | 令和元(2019)年度 基準(値) | 令和 6(2024)年度 目標(値) |
|---|-------------------|-----------------------------|
| 若い世代をターゲットとした新規 講座の実施件数 | _ | 5件 |
| 生涯学習基本方針の改定と生涯学 習基本計画の策定 | _ | 実施完了(2021 年度まで) |
| 若者が中心となった新しいアート・スポーツ・レクリエーション事業の 町内実施件数(町による共催・後援 事業) | 2件 | 5件 |
| 町内在住の若者を中心とした小布 施未来会議の開催 | _ | 1回/年 (2022~2024年度の平均値) |
| ダイバーシティ・人権・男女共同参 画に関する勉強会の開催(同和教育 を除く) | 2 回 | 4回/年 (2022~2024年度の平均値) |
| 同和教育に関する地域勉強会の開 催 | 4 回 | 4 回/年 (2022~2024 年度の平均値) |

4. 産業振興・移住定住

ありたい姿

- 小布施町の基幹産業である農業を軸にしながら、個性を持った多様で魅力的な産業や雇用、 賑わいの創出に努めることで、次代を担う若者が移り住みたくなるまちを目指します。
- その実現に向けて、農業・商業・工業・サービス業などが連携し、それぞれが多様性を尊重 しつつも同じ目標に向かう「オール小布施」で、多様な取り組みを展開していきます。
- 小布施町の地域活性化や持続可能なまちづくりを進めるため、多様な交流から小布施町に関わりを持つ「関係人口」¹⁶が生まれ、町民の皆さんと協働することが当たり前になるまちを目指すとともに、移住定住の促進を図ることで人口減少が縮減し、地域を支える次世代の担い手が生き生きと暮らせるまちを目指します。

現状と課題

- 小布施町は、現在も町内世帯の約3分の1が農業に関わっており、農業は小布施町の基幹 産業となっています。しかし、小布施町の農産物売上高は長期的には減少傾向にあり、農業 従事者の高齢化や担い手不足も大きな課題となっています。情報やモノがあふれ、人々の価 値観が大きく変化する中で、基幹農業の果樹を中心に、小布施町の知名度を生かしながらさ らなる付加価値の向上と販売力の強化に取り組み、魅力的な産業として後継者の獲得につ なげていくことが必要です。
- 農業の担い手不足などを背景に、遊休農地が増加しています。遊休農地の増加は農業生産の減少に加え、先人から引き継いできた美しい農村景観にも悪影響をもたらします。農地を譲りたい人・貸したい人、購入したい人・借りたい人のマッチングを強化し、農地の継承に取り組むことが必要です。
- 農業だけでなく、商業・工業・サービス業も後継者問題を抱え、空き店舗が増えつつある中で、事業を譲りたい人と引き継ぎたい人のマッチングの強化が求められています。また、中心市街地周辺から農村地域にかけて新しい拠点が形成されてきており、農村景観や小さな町を歩く魅力を掛け合わせて、賑わいを全町へ広げていくことが求められています。

¹⁶ 地域外に住みながらも、地域や地域の人々とつながりを持ち、地域づくりに継続的に関わる人々のこと

- ICT インフラの進展により、これまでの産業構造に縛られることなく、若者世代が「戻りたい」「移住したい」と思える雇用の場の創出についても、可能性を検討できる時代が到来しています。小布施町でも地域の強みを生かしながら、これまでにない形での産業誘致や雇用創出に取り組むことが重要です。
- 近年の移住定住施策、子育て支援の充実、民間による宅地造成などにより、若い世代を中心に小布施町に移住する人が増えています。雇用創出の取り組みを強化し、さらなる移住定住の受け皿づくりを推進していくことが必要です。

重点施策

- ① 強い農業と魅力的な農村地域づくり
- ② 新しい賑わいを町中に
- ③ 事業体誘致と既存産業の活性化による多様な雇用機会の創出
- ④ 関係人口の拡大と移住定住の促進

■ 重点施策①:強い農業と魅力的な農村地域づくり

基本方針

果物を中心とする農業のまち小布施において、今後も農業が魅力的な産業であり続けるとともに、豊かな農村景観を次世代に引き継げるよう、小布施農業のブランド化に取り組み、農家の所得向上や後継者発掘・育成、多様な農地利用の促進に取り組みます。

1) 農家の販売力強化と付加価値向上

直販獲得ノウハウの蓄積と共有化、共同化を支援し、販路拡大や販売力強化を図ります。また、気候変動を踏まえた新品種導入や、市場ニーズに合う加工技術の導入、小布施農業のブランド化などを支援し、農産物や加工品の付加価値向上と農業所得の向上を図ります。

2) 次世代の担い手の発掘と育成・継承

積極的な相談、農業体験や研修を行い、意欲のある就農希望者の発掘・育成と、農家子弟などの U ターン就農や事業継承を促進します。就農後も生産から販売まで一貫して支援し、中核的担い手を育成します。

3) 農業生産基盤の整備と生産効率化に向けた技術導入の支援

畑地かんがいなど農業用水利施設の計画的な更新を行い、農業生産基盤の強化や効率化を 図ります。また、ICT の利活用による生産効率化など、先端技術を持つ事業者と連携した実証 的な取り組みの実現を目指します。

4) 遊休農地解消の推進

就農や規模拡大などで農地を希望する人と、農地を貸したい・売りたい人をつなぐコーディネート機能を強化して遊休農地の解消に取り組むことで、農業生産力の維持拡大と、美しい農村景観の維持に努めます。

5) 農村地区計画とコミュニティ施設等の検討(「5. 環境・防災・インフラ」と共通)

大学等と連携し、農村地域における宅地と農地等の土地利用を再検討し、持続可能な農村地域づくりに取り組みます。また、農業への土地利用が中心となる地域においても、地域の風土や農村資源を尊重・活用しながら地域の魅力向上につながる適正規模のコミュニティ施設等のあり方を検討し、農村地域の魅力向上につなげます。

■ 重点施策②:新しい賑わいを町中に

基本方針

国道 403 号の整備や空き店舗解消による魅力と個性のある商業地域づくりを推進するとともに、小布施町の強みを生かした、一過性ではない持続可能な新しい観光や交流のあり方を、周辺自治体等と連携しながら取り組みます。

1) 国道 403 号の整備促進(「5. 環境・防災・インフラ」と共通)

小布施町の中心市街地を通る国道 403 号やその沿線について、道路管理者(県)や沿道にお住いの皆さんとの協働のもと、小布施町の新しい象徴となるような「ひと中心の道空間」として整備し、全国に発信します。

2) 空き店舗解消と商店街活性化の推進

事業承継と起業誘致による魅力ある商店街や小布施町らしい仕事づくり、空き店舗所有者 とのマッチングなどにより、空き店舗の解消を図るとともに賑わいと個性ある商業空間の形 成に取り組みます。

3) 新しい観光や交流のあり方の検討と実践

「懐かしい」「安らぐ」など、来訪者が感じる小布施町の魅力や強みをヒントに、イベント等による一時的な誘客策にとどまらず、人と人の関係性を紡ぐ交流観光や心身の健康につながる癒し観光など、持続可能で小布施町らしい新しい観光や交流のあり方を模索・実践する動きを応援し、年間を通じた賑わいの創出を目指します。

4) 自治体連携による誘客策の推進

小布施町にない部分を補完する周辺自治体と積極的に連携しながら、小布施町の強みを生かした誘客策に取り組みます。また、首都圏など人口の多い自治体との関係づくりに取り組み、小布施町の情報を全国に発信します。

5)環境に優しい観光や交流・農業の推進(「5.環境・防災・インフラ」と共通)

環境に優しい観光や交流の推進、利用しやすい公共交通の導入等に取り組むとともに、減農薬など環境負荷が少ない農業を応援し、付加価値の高い農業につなげます。

■ 重点施策③:事業体誘致と既存産業の活性化による多様な雇用機会の創出

基本方針

町内外の将来性や志のある個人や事業者の幅広い誘致・起業を推進するとともに、既存事業者への支援強化により町内における経済活動の活性化を図ることで、若者や子育て世帯、シルバー世代が生き生きと働けるまちづくりに取り組みます。

1) 若者が戻りたくなる事業者誘致

町外で知識・経験を得た小布施町出身の若者等が、小布施町に戻り活躍したいと思える環境づくりを進めるために、サテライトオフィスなどの企業需要に応える場の拡充や、既存事業者の雇用魅力化やその発信強化に努めます。

2) 多様な起業支援策の強化

起業支援のあり方を再検討し、農業・工業・商業などで新たに事業を起こす支援を行うとともに、移住定住支援などの総合的な支援を行うことで起業者をバックアップします。

3) 既存産業の活性化の推進

商工会などと連携して、既存事業者が次世代に事業を引き継いでいく上での課題やニーズ を調査し、人材獲得支援などを通じて、町内の既存事業者の活性化を図ります。

4)「地消地産」による地域内経済循環の向上

町内で消費されつつも、その多くを地域外からの調達に頼っているものやサービスを調査研究し、地域内で代替できる新たな事業の創造・構築につなげ、地域内経済循環を高めることで地域経済の活性化を図ります。

5) 多様な雇用開拓とマッチング機能の強化

上記を通じて、若者や子育て世帯、シルバー世代などが、それぞれの事情を踏まえて働けるよう雇用機会の創出とマッチングに取り組みます

■ 重点施策④:関係人口の拡大と移住定住の促進

基本方針

将来にわたり町民の皆さんが小布施町に愛着と誇りを持ち、安心して子どもを産み育て、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めるとともに、多様な交流による小布施町との関わりの創出から UIJ ターンの推進を図り、人口減少の縮減に取り組みます。

1) 関係人口の創出と拡大

都市部の人材等に、地域の課題解決や活性化事業等に継続的に関わるきっかけの場を作り、 小布施町への興味・関心を深めてもらい、関係人口の創出や拡大を図ります。また、町内での 二地域居住やデュアルワーク¹⁷促進となる活動を支援します。

^{17 2}つの地域や2つの企業、2つの職種で仕事をするという新しい働き方

2) 移住定住の支援強化

移住定住コーディネーターを設置し、小布施町への移住定住希望者への積極的な情報提供 や移住相談、移住体験を実施し、関係団体と連携して住まいの提供や暮らしのサポートをしま す。また、空き家の活用や助成金制度の充実による移住定住の促進に取り組みます。

基本施策

| 項目 | 目指す姿 |
|-----------------|-------------------------------|
| | 個人宅・事業所等オープンガーデンの充実や、花づくり推進協議 |
| 花のまちづくりの推進 | 会による自治会の花づくりの奨励、公園・沿道花壇の充実を図る |
| | など、「花のまち・小布施」らしい施策を総合的に推進します。 |
| 有害鳥獣の対策強化 | 猿やイノシシ等による農作物被害の防止や、近年のカラスによる |
| 有舌鳥凱の対象地化 | 被害の対策強化に取り組みます。 |
| | 東京都墨田区等との都市農村交流事業の実施により、小布施町な |
| 東京都墨田区等との都市農村交流 | らではの農業体験や自然体験を実施するなど、小布施町の魅力発 |
| | 信や関係人口創出につなげます。 |
| | 六斎市と町振興公社による収穫祭、総合文化祭作品展の総合的イ |
| 六斎市等の開催による地域振興 | ベントを開催し、小布施町の産業・文化交流の振興と賑わい創出 |
| | に取り組みます。 |
| ナンナ アナント の知 火安内 | 町文化観光協会等と連携し、小布施町を訪れた皆さんを温かく迎 |
| おもてなしの観光案内 | え、まち歩きガイドなどによるおもてなしの案内を充実します。 |
| 子育て世帯の定住支援 | 子育て世帯に対し二世帯住宅整備や市街化調整区域内への新築 |
| | の助成、賃貸物件の家賃助成等により経済的負担軽減を図り、子 |
| | 育て世帯の定住促進と少子化対策の強化に取り組みます。 |

達成目標

| 項目 | 令和元(2019)年度 基準(値) | 令和 6(2024)年度 目標(値) |
|---------------------------------|-------------------|------------------------------|
| 就農体験参加者数 | 11 人 | 20 人/年 (2022~2024 年度の平均値) |
| 新規就農者数 | 2 人 | 3 人/年 (2020~2024 年度の平均値) |
| 遊休農地 | 12.8ha(2018 年度) | 12.0ha |
| 空き店舗の改修補助件数 | 1件 | 2件/年 (2022~2024年度の平均値) |
| 都心など町外に拠点を置く企業の サテライトオフィス等の新規開設 | 0 件 | 1件 |
| 新規雇用創出 | _ | 30 人 |
| 転入超過者数 (1/1~12/31 集計値) | 83 人(2019 年) | 50 人/年 (2020~2024 年の平均値) |
| コーディネートによる移住者数 | 21 人 | 20 人/年 (2020~2024 年度の平均値) |
| 助成金制度活用による移住者数 | 27 人 | 30 人/年 (2020~2024 年度の平均値) |
| 地域おこし協力隊員数 (退任者含む) | 7人 | 15 人 |

5. 環境・防災・インフラ

ありたい姿

- 気候変動など世界規模で起こる環境問題を踏まえ、近い将来起こりうる災害を想定したまちづくりが進み、地球環境への責任ある具体的行動や地域内での資源循環の強化に取り組む町民の皆さんが増えるまちを目指します。
- 新しい技術がまちづくりに生かされ、人口減少・少子高齢化が進む農村地域をはじめとした 地域社会が活力を保ち、都市と農村の良さが調和する持続可能な「地域循環共生社会」の実 現を目指します。

現状と課題

- 平成 27 (2015) 年に国連で採択された「SDGs¹8」や、温室効果ガス削減に向けた国際的な枠組として締結され平成 28 (2016) 年に発効した「パリ協定」では、令和 32 (2050) 年までに世界全体で温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指し、その実現に向けた責任ある行動を世界中の国や地域、個人に求めています。美しい小布施町の風景や地域コミュニティを次世代につないでいくためには、私たち一人ひとりが世界的な視野に立ち、気候変動の原因である温室効果ガスの抑制に取り組むことが求められます。
- 気候変動に加え、海洋プラスチック問題などのごみをめぐる問題についても、世界的な課題として認識されています。ごみに対する意識変革に取り組むとともに、これまで廃棄物となっていたものを資源として捉え、できる限り無駄なく利活用し、環境に配慮しながらも新しい経済活動の創出につなげる循環型経済の実践にもつなげていくことが必要です。
- 令和元(2019) 年 10 月に発生した台風第 19 号では千曲川が越水し、小布施町も大きな被害を受けました。この被災で顕在化したように、気候変動などグローバルに進行する環境問題を背景に、これまでにない形での災害発生リスクが生じています。災害発生の事前想定や対策に危機意識を持って取り組み、災害発生時の住民の安全確保や被害の最小化、高い対応力・回復力を持った体制づくりに取り組むことが必要です。
- 人口減少や少子高齢化により、小布施町でも管理されていない空き家や空き地が増えつつあります。空き家や空き地になる背景を把握し、地域にある既存ストックが適切かつ有効に活用されるよう、方法論の研究と実践が求められています。

¹⁸ 2030 年までに達成すべき 17 の国際社会共通の目標(Sustainable Development Goals の略)

重点施策

- ① 災害に強いまちづくり
- ② 「環境先進都市」への転換
- ③ 快適で個性豊かな生活環境の整備
- ④ 新しい時代の都市インフラ構造の研究と実践

■ 重点施策①:災害に強いまちづくり

基本方針

気候変動により、私たちは、これまでにない災害の発生に備えることが求められています。 令和元(2019)年に発生した台風第19号発生前後の行政対応や住民行動等を振り返り、今後 の災害発生時の対応に生かすとともに、事前の災害想定や対策を強化し、災害に強いまちづく りに取り組みます。

1) 台風第 19 号の検証と災害想定・対策の強化

国や県、専門家と協働して千曲川や松川のハザードマップ更新や作成、流域圏と協力して災害対策に取り組むとともに、台風や地震など想定される災害とその影響範囲を可能な限り予測し、事前対策を強化します。また、災害発生時の非常電源確保やスムーズな避難に向けた町民の皆さんとの協働のあり方の研究など、発災後の対策強化にも取り組みます。

2) 上下水道施設の耐震強化とビジョン策定

ライフラインである上水道施設の配水池の耐震強化を図り災害に備えるとともに、停電時にも継続して安全な水の確保や下水処理を継続できる体制や非常設備導入のあり方を検討します。また、上下水道ビジョンを策定し、長期的な視点で災害対応に取り組みます。

3) ゲリラ豪雨時の雨水への対策強化

ゲリラ豪雨等による集中的な降雨の影響を抑えるために、雨水排水計画の改定に取り組み、 雨水調整池、雨水浸透桝、排水路の計画的な整備を進めます。

4) 災害時行動マニュアルと情報発信の見直し

災害発生時の被害を最小限に抑えるために、地域ごとに災害時行動マニュアルと地域支え合いマップを作成し毎年更新するとともに、災害発生時に有効に機能するための総合防災訓練を強化します。また、通常、災害時の情報発信・受信手段について有効な手段の見直しを進めます。

5) 住宅の耐震化の推進

地震による建物の倒壊を未然に防ぐため、住宅の耐震補強を推進・支援します。

■ 重点施策②:「環境先進都市」への転換

基本方針

環境問題に対する町のスタンスを明確にし、多様な個人や団体と連携しながら具体的な行動を起こすことで、環境に配慮した循環型社会・低炭素社会の実現に向けて率先して取り組みます。

1) 環境配慮を推進する町の体制強化

役場内部に「防災・環境・都市計画室(仮称)」を設置し、環境基本計画の策定に取り組みます。町が率先して環境施策の実証や政策の意思決定プロセスにおける環境基準の導入を行い、環境に配慮した民間事業者や家庭での取り組みを応援する姿勢を明確化します。

2) 自然エネルギー利活用の推進

低炭素社会の実現に向けて、自然エネルギーを活用した発電や熱源利用の拡充に周辺自治体と連携して取り組むとともに、町や民間事業者、家庭における再生可能なエネルギーの電力利用の推進に取り組みます。

3) ごみゼロの推進

環境負荷の低減に向けて、町、家庭、事業者から排出されるごみの現状の把握に取り組むとともに、4R¹⁹の推進等により、廃棄物削減や資源循環を強化し、ごみを出さないクリーンなまちを目指します。

4) 環境に優しい観光や交流・農業の推進(「4. 産業振興・移住定住」と共通)

環境に優しい観光や交流の推進や、利用しやすい公共交通の導入等に取り組むとともに、減 農薬など環境負荷が少ない農業を応援し、付加価値の高い農業につなげます。

■ 重点施策③:快適で個性豊かな生活環境の整備

基本方針

安心で活気ある、魅力的な生活環境や地域コミュニティを維持・発展していくために、空き家・空き地等の既存ストックの維持管理や利活用が進む環境整備に取り組むとともに、地域ならではの風土に根ざした景観整備をさらに推進します。

1) 国道 403 号の整備促進(「4. 産業振興・移住定住 | と共通)

小布施町の中心市街地を通る国道 403 号やその沿線について、道路管理者(県)や沿道にお住いの皆さんとの協働のもと、小布施町の新しい象徴となるような「ひと中心の道空間」として整備し、全国に発信します。

2) うるおいのある美しいまちの推進

小布施町らしい景観を大切にし、環境、自然、生活が調和し、都会と田舎の良さが融合した「うるおいのある美しいまち」を目指し、景観のまちづくりや花のまちづくりをさらに推進します。

¹⁹ Refuse (断る)、Reduce (減らす・直す)、Reuse (再利用)、Recycle (再資源化)

3) 空き家対策や利活用の推進

現状空き家・空き地となっている民有地に加え、将来空き家になる可能性が高い民有地の把握や所有者意向の把握に取り組むとともに、空き家や空き地を利用・購入したい希望者とのマッチングを推進し、多様な利活用事例の実現・発信に取り組みます。

4) 農村地区計画とコミュニティ施設の立地支援(「4. 産業振興・移住定住」と共通)

大学等と連携し、農村地域における宅地と農地等の土地利用を再検討し、持続可能な農村地域づくりに取り組みます。また、農業への土地利用が中心となる地域においても、地域の風土や農村資源を尊重・活用しながら地域の魅力向上につながる適正規模のコミュニティ施設のあり方を検討し、農村地域の魅力向上につなげます。

■ 重点施策④:新しい時代の都市インフラ構造の研究と実践

基本方針

気候変動や少子高齢化、人口減少などのさらなる進行など、今後の技術革新や地域環境の急激な変化を見据え、大学や民間事業者などと連携しながら、新しい時代の都市インフラのあり方を研究・実践することで、小布施町から新しい時代の都市構造モデルを発信することを目指します。

1) 地域課題解決に向けた 5G20の活用

5G の活用による、地域課題の解決に向けた活用方法を研究・実践することで、技術と地域 社会の豊かな関係づくりに取り組みます。

2) 持続可能な都市インフラのあり方や維持管理の研究と実践

厳しい財政状況の中で、これまでの人口増加を前提とした都市インフラ施設は経年劣化等により限界を迎えていることを踏まえ、上下水道や道路、電気、ガスなどの基礎インフラ施設について、持続可能な都市インフラのあり方や新しい維持管理の方法論の確立に向けた研究と実践に取り組みます。

3) 新しい都市農村計画の研究と推進

少子高齢化や人口減少、災害による被害想定などを踏まえて、都市構造や農地全体のあるべき将来像を検討します。そのために、都市情報を分析・共有できる情報インフラの基盤構築などにも取り組みます。

²⁰ 第 5 世代移動通信システム。「高速・大容量」「低遅延」「多数端末との接続」の特徴を持つ

基本施策

| 項目 | 目指す姿 |
|-----------------|-------------------------------------|
| | 消防署の機能設備や避難所等の災害用備品の充実、消防団や女性 |
| 消防・自主防災体制の強化 | 防災クラブの人材確保と技能習得などによる町の職員も含めた |
| 用例・日主例炎体制の強化 | 消防・防災体制の強化と地域の防災力向上に向けた自主防災組織 |
| | の育成強化に取り組みます。 |
| | 多様化する犯罪に対する防犯意識啓発や防犯活動の強化、超高齢 |
| 防犯・交通安全の強化 | 社会に対応した交通安全活動の強化や子どもたちに向けた交通 |
| | 指導を、関係機関・関係団体など地域一体となって進めます。 |
| | 悪徳商法などの被害に遭わないよう、長野県消費生活センターや |
| 消費者保護の促進 | 警察署等と連携して注意喚起などの情報提供や意識啓発活動を |
| | 充実させます。 |
| 犬・猫等の飼い主マナーの向上 | 犬や猫による他者の生活環境への影響に配慮した飼い主のマナ |
| | 一向上への啓発を強化し、環境衛生の向上に取り組みます。 |
| ごみのないきれいなまちづくりの | 不法投棄防止や清掃などの環境美化活動を地域全体で取り組み、 |
| 推進 | ごみのないきれいなまちづくりを推進します。 |
| 小布施総合公園など都市公園の維 | 小布施総合公園や地域の公園の遊具や設備を安全に利用いただ |
| 特管理 | けるよう、点検強化と修繕・更新等による適正な維持管理を行い |
| 村旨任 | ます。 |

達成目標

| 項目 | 令和元(2019)年度 基準(値) | 令和 6(2024)年度 目標(値) |
|---|-------------------|---|
| 町民の住みやすい満足度 | 90.7% | 95% |
| 台風第 19 号に関する振り返りと今 後の対策方針をまとめた報告書の 策定 | _ | 実施完了(2020年度まで) |
| コミュニティごとの防災訓練実施 とマニュアルの見直し | 実施 | 毎年実施 |
| 上水道配水池更新事業の実施 | _ | 実施完了 |
| 上下水道ビジョンの策定 | _ | 実施完了(2021年度まで) |
| 雨水排水計画の改定 | 未改定 | 実施完了(2022 年度まで) |
| 旧建築基準法で建設された住宅の 耐震化実施件数 | 3件 | 3件/年 (2020~2024年度の平均値) |
| 防災・環境・都市計画室(仮称)の 設置 | _ | 実施完了(2020 年度まで) |
| 環境基本計画の策定 | _ | 実施完了(2021 年度まで) |
| 町有施設の RE100 ²¹ 化 | _ | 総消費エネルギー量の 50%を RE100 化 (2030 年度までに 100%) |

²¹ 自然由来のエネルギー利用率 100%

6. 協働の推進・行財政改革

ありたい姿

- 町民の皆さんや民間事業者との協働のまちづくりをより一層進め、効率的で効果的な行政 サービスと自立可能な行財政運営が両立したまちを目指します。
- また、社会情勢の変化や町民ニーズに的確かつ機動的に対応できる組織づくりに取り組みます。

現状と課題

- 町と町民の皆さんによる政策議論の場として、毎年町政懇談会を実施し、町の政策課題について意見交換を進めてきました。しかし、近年は参加者数の減少が課題となるなど、懇談会の開催方法やあり方の見直しが必要となっています。また、小布施町の課題を棚卸しし、新しい政策議論を生み出すことを目的に、平成29(2017)年度より毎年実施している「小布施会議」についても、より多くの町民の皆さんが参加し、新しい協働につなげるための場として企画のあり方を見直していく必要があります。小布施町がさらに豊かさと安心を感じられる住みよいまちとなるため、町民の皆さんと行政が議論を交わし、それぞれが協働するための機会を増やしていくことが必要です。
- 高い町民力を象徴するように、小布施町には意欲をもって地域づくり活動やまちづくり活動に取り組む団体、公益活動を担う人材や社団、NPO法人等が存在しています。また、町外在住者の中にも、小布施町の地域課題に取り組む「関係人口」が増えつつあり、貴重な応援団として活動を展開しています。これらの動きの自立性を担保しつつ、その活動が継続・拡充するよう、必要な支援先につないでいくことが重要です。
- 町では、原則的に起債(借金)をしない方向性で財政健全化に取り組んできた成果として、 地方債借入残高は減少傾向にありますが、財政調整基金の残高の減少や、災害復旧経費の支 出増により、厳しい財政状況が続いています。今後少子高齢化が進む中で、歳入の減少・歳 出の増加が予想されることから、中長期の視点に立った行政運営に取り組む必要がありま す。また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化しており、すべての公共施設の 現状を把握し、その運営方法について見直しを進めていくことが求められます。

● 厳しい行財政状況の中でも、多様な機関と協働しながら、多様化する行政課題に対応できる 柔軟な発想と広い視野を持ち、町民の皆さんのための政策形成能力や行政経営能力を備え た職員の育成や獲得が急務となっています。町では、平成25(2013)年より組織マネジメ ントや政策立案に関する能力開発の機会を提供していますが、職能に応じた継続的な能力 開発に向けた制度設計や働きやすい職場環境づくりが必要です。

重点施策

- ① 協働につながる場づくりと活動支援
- ② 長期的な視点に立った行政運営
- ③ 役場組織の活性化・職員の意識改革と能力開発
- 重点施策①:協働につながる場づくりと活動支援

基本方針

自立を選択した小布施町がさらに豊かさと安心を感じられる住みよいまちとなるためには、町民の皆さんや町内外の企業、大学、行政などが議論を交わし、同じ目的のもとで協働することが大切です。町民の皆さんとの協働につながる、地域づくり活動やまちづくり活動を行う団体の支援、企業や大学、若者との連携を促進する場づくりを行います。

1) 町民との協働につながる多様な議論の場づくり

町民の皆さんが小布施町の現状と課題について共有し、まちづくりに対する活動に主体的に参画し活動できるよう、町が積極的に議論の場を用意するとともに、情報発信のあり方を見直し、周知を徹底します。

2) 企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくり

企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくりにより、多様な連携が生まれています。今後もそれぞれが連携できる環境を整備し、都市計画の見直しや地区計画の策定、地域の 人口維持や特色ある地域づくりに町民の皆さんと一緒に取り組みます。

3) 地域づくり活動・まちづくり活動の支援、ボランティア活動(団体)・NPO の育成

意欲をもって地域づくり活動やまちづくり活動に取り組む団体、公益活動を担う人材や社団、NPO法人等が活動を広げ、継続できるよう、県補助金や町独自の活動支援の枠組みについての周知活動や活動支援の相談に取り組みます。

■ 重点施策②:長期的な視点に立った行政運営

基本方針

今後少子高齢化が進み、人口が減少した場合、歳入の減少・歳出の増加が予想されることから、中長期の視点に立った行政運営に取り組みます。財政が健全に運用できるよう公共サービスのあり方を見直し、新たな時代に合った事業実施を行います。公共施設は、財政的な観点に縛られず、町民の皆さん、町外の人にとって文化の中心であり、学びを得ることのできる施設、自由な発想で利用される施設を目指し、小布施町の新しい価値を生み出す施設を目指します。

1) 中長期的な財政シミュレーションの策定

中長期的な財政シミュレーションの策定を行い、中長期の視点に立った行政運営に取り組みます。また、ふるさと納税をはじめとする新しい歳入のあり方についても議論し、「稼ぐ行政」の検討・実践に取り組みます。

2) 小布施町公共施設等個別管理計画の策定

公共施設等個別管理計画の策定に取り組むとともに、町民の皆さんと協働して公共施設の 用途変更や統廃合、複合化、有効活用策などの可能性の検討に取り組みます。

3) 新たな時代に合った公共サービス実現のための事務事業の見直し

社会情勢の変化に柔軟に対応し、10年後、20年後といった将来の小布施町の姿を見据えた 政策に重点的に投資をするため、すべての事業の見直し・連携を行い、限られた財源でより効 果的な施策の実施を目指します。

4) ICT 等による業務改善の推進

ICT の導入による定型業務の自動化や、それによる業務効率化の可能性を検討し、実証的に取り組むことを目指します。

■ 重点施策③:役場組織の活性化・職員の意識改革と能力開発

基本方針

社会情勢の変化や町民ニーズに的確かつ機動的に対応できる組織づくりを進めます。多様化する行施課題に対応できる柔軟な発想と広い視野を持ち、町民の皆さんのための政策形成能力や行政経営能力を備えた職員の育成を目指します。

1) 知識開発、スキル向上の機会提供

協働を促す場づくりや職責に応じた役割を十分に担えるようになるため、職員の知識開発 やスキル向上に向けた職場外研修や職場研修の充実を図ります。複雑な課題に対処するため、 チームでの業務遂行を推奨し、対話的に仕事を進められる職員の育成に努めます。

2) 自律的・自発的行動を促す組織風土の醸成

職員が自身の果たすべき役割を自覚しながら、仕事の成果や行動を振り返り、自身の成長の きっかけを得られるよう、職員提案制度の活性化やチャレンジを支援する組織風土の醸成に 取り組みます。

3) 働きやすい職場環境づくり

働きやすい職場環境づくりの実現に向け、職員のワーク・ライフ・バランス、健康管理、執 務環境管理について取り組みを進めます。

基本施策

| 項目 | 目指す姿 |
|-------------------|--|
| 小布施まちづくり委員会など町民 | 町民の皆さんが自主的に住みよいまちづくりを考える場として、 |
| の皆さんとの連携 | 小布施まちづくり委員会等の活動を支援します。 |
| | 公平な税負担の観点により、課税客体の調査把握と納付しやすい |
| 税の適正課税と収納対策 | 環境整備の検討、導入に取り組むとともに、収納強化に取り組み |
| | ます。 |
| | 増加傾向にあるふるさと納税による財源確保をさらに進めるた |
| ふるさと納税による財源確保 | め、安定した返礼品の確保に取り組むとともに、業務委託等によ |
| | る地域内の経済循環・活性化につながる仕組みを検討します。 |
| | 同報無線による広報のあり方を見直し、町報やホームページ、 |
| 広報・広聴の充実 | SNS ²² 等のほか、新たな広報媒体の導入や広報のあり方について |
| | 検討し、広報・広聴の充実を図ります。 |
| 適正な公文書管理と積極的な情報公開 | 町民の皆さん等との協働のまちづくりを推進するため、ホームペ |
| | ージなどで積極的な情報公開に努めるとともに、公文書の適正な |
| ム州 | 管理運用を行います。 |

_

²² インターネット上で社会的ネットワークの構築ができるサービスの総称(Social Networking Service の略)

達成目標

| 項目 | 令和元(2019)年度 基準(値) | 令和 6(2024)年度 目標(値) |
|--|-------------------|------------------------------|
| 小布施町の課題共有と協働推進の 場「小布施会議」の開催 | 1 回/年 | 1回/年 |
| 小布施町の課題共有と協働推進の 場「小布施会議」の町民参加者数 | 50 人 | 50 人/年 (2022~2024 年度の平均値) |
| 町内在住の若者を中心とした「小布施未来会議(仮称)」の開催 | _ | 1回/年 (2022~2024 年度の平均値) |
| 財政シミュレーション・財政戦略の 策定 | _ | 実施完了 |
| 小布施町公共施設等個別管理計画 の策定 | _ | 実施完了(2020 年度まで) |
| 業務改善・働き方改善に関する実証 事業(職員提案含む)の実施と効果 検証 | 1件 | 2 件/年 (2020~2024 年度の平均値) |
| 職員の人材育成方針と実施計画の 改定 | _ | 実施完了(2021 年度まで) |